令和８年度版

保育園入園のご案内

（令和8年4月改定・第3版）



あらみぃ



あら坊

荒川区の認可保育園の利用に当たっては、この冊子を必ずご確認いただき、内容をご理解いただいた上で、お申込みください。
認可保育園に入園後、在園中の諸手続きも記載しておりますので、卒園するまで、お手元に保管をお願いします。なお、最新版は区公式ＨＰからご参照いただけます。

問い合わせ先

荒川区子ども家庭部保育課入園相談係【荒川区役所２Ｆ】

〒116-8501　荒川区荒川二丁目２番３号
代表電話　03－3802－3111（内線 3825～27、3847）
https://www.city.arakawa.tokyo.jp/（荒川区公式ＨＰ）

荒川区公式ＨＰ

もくじ

１　保育施設の種類　Ｐ１

（１）保育園ってどんな種類があるの？
（２）認可保育園には、区立・私立・公設民営があるの？

２　認可保育園利用のための認定（保育の必要性の認定）　Ｐ２

（１）認可保育園は誰でも申込めるの？
（２）保育を必要とする事由にはどんな種類があるの？
（３）保育の必要性の認定を受けるにはどうすればいいの？
（４）保育の必要性における認定事由別の必要量区分と認定期間
（５）保育の必要量区分別の各保育時間

３　認可保育園への入園申込み　Ｐ４

（１）申込みから入園までの流れ
（２）保育園にはいつでも入れるの？
（３）いつ申込めばいいの？
（４）申込み・結果回答・申込書類有効期限スケジュール
（５）郵送での申込み
（６）電子申請での申込み
（７）４月入園希望の申込み（１次と２次の違い）
（８）４月と年度途中、どちらが入園しやすいの？
（９）不承諾通知がほしい
（10）不承諾になった後はどうなるの？
（11）申込み後に保育の必要がなくなりました。どうすればいいの？
（12）入園内定が出た後に取下げはできるの？

４　申込み時の注意事項　Ｐ９

（１）申込み後に状況が変わった方
（２）育児休業を取得中に申込みをした方
（３）出産・育児に伴い休業している方、育児休業を取得できず休職中の方
（４）保育年齢に制限（２歳児クラスまで）のある保育園について
（５）就労の要件で申込みの方
（６）就労内定または求職要件で申込みの方
（７）新たな子の出産予定がある、または、出産直後で、上の子のみの申込みを
　　希望する場合
（８）現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできるの？
（９）障がいや疾病等、気になることのあるお子さんについて
（10）「居宅訪問型保育事業」について
（11）アレルギー疾患のあるお子さんについて
（12）転園の申込み
（13）きょうだいで申込みをする方
（14）保育コンシェルジュ（保育専門の相談員）への相談
（15）小規模保育事業、家庭的保育事業の連携施設の設定
（16）その他

５　希望園の選び方　Ｐ１４

（１）希望園はどのように選べばいいの？
（２）申込めない園はあるの？
（３）現在の空き枠を知りたい
（４）空き枠が０でも申込みはできるの？
（５）空き枠が多い園を第一希望に書いた方が有利になる？
（６）保育園の競争率が知りたい
（７）申込みのあとに希望園を変更することはできるの？

６　荒川区保育園マップ　Ｐ１５

７　認可保育園一覧　Ｐ１７

８　荒川区外から荒川区の認可保育園への入園申込みについて　Ｐ２１
（１）荒川区へ転入する予定がある場合
（２）荒川区へ転入する予定がない場合
（３）申込み児童の健康状況に気になることがある/現在特別支援の対応をしている場合
（４）育児休業を継続する予定がある場合の特例

９　荒川区から荒川区外の認可保育園への入園申込みについて　Ｐ２４
（１）荒川区外へ転出予定がある方
（２）荒川区外へ転出予定がない方

１０　入園申込みに必要な書類　Ｐ２５
（１）申し込む方全員が提出を必要とする書類
（２）窓口で申込みをしない方は提出が必要な書類
（３）保育が必要な状況を証明する書類
（４）該当する方は提出が必要な書類
（５）添付書類（参考）

１１　荒川区保育利用調整基準　Ｐ２８
（１）申込み者が多い時、内定者はどのように決まるの？
（２）世帯指数ってなに？
（３）世帯指数の算定方法
（４）世帯指数が同じだったときはどのように判断するの？
（５）基準指数【表１】
（６）調整指数
（７）同一指数となった場合の優先順位【表２】
（８）【表２】の優先順位が並んだ場合、下記の順に決定します【表３】

１２　保育園に入園した後は　Ｐ３２
（１）保育園に在園できる期間（保育の実施期間）
（２）次の場合は退園となります
（３）入園後に妊娠がわかった場合のお子さんの在園期間について
（４）入園後に転職する場合
（５）入園後に家庭の状況が変わったら

１３　保育時間　Ｐ３４
（１）標準時間認定の世帯
（２）短時間認定の世帯
（３）土曜日保育

１４　保育料　Ｐ３６
（１）認可保育園保育料の無償化について
（２）階層の決定方法
（３）階層算定の基礎となる区市町村民税対象年度
（４）階層および延長保育料（月額）
（５）延長保育料・延長スポット保育料の料金設定及び納付方法
（６）給食費

１５　東京都認証保育所　Ｐ３９
１６　家庭福祉員（保育ママ）　Ｐ４３
１７　病児・病後児保育事業　Ｐ４４
１８　荒川区の保育サービス　Ｐ４５
（１）預かり教育（保育）について
（２）荒川区ファミリー・サポート・センター
（３）地域子育て交流サロン
（４）認可保育園の在宅育児支援

１９　月齢早見表　Ｐ４６

1　保育施設の種類

（1）保育園ってどんな種類があるの？

・保育施設を大きく分けると、**認可保育施設**と**それ以外の保育施設**があります。
職員数や施設の広さなど、国が定めた基準を満たし、認可を受けた施設が**認可保育施設**です。
この冊子でご案内しているのは、認可保育施設についてです。

・認可保育施設以外にも次のような保育施設があります。
東京都独自の設置基準を満たし、都が認証した認証保育所（▶P.３９～４２参照）と、それ以外の認可外保育施設があります。どちらの施設も、施設に直接入園申込が必要です。申込方法や保育料も、施設によって異なります。荒川区外の施設への申込みも可能です。
詳しくは、各施設に直接問い合わせてください。
※この他に、荒川区では「家庭福祉員（保育ママ）」による保育も実施しています。（▶P.４３参照）

<table>
<tr><th colspan="2">施設区分</th><th>クラス年齢</th><th>申込先</th><th>開園時間</th><th>保育料</th></tr>
<tr><td rowspan="3">認可保育施設

※国の設置基準を満たした保育施設</td><td>認可保育園
区立こども園（保育部門）
認定こども園（保育部門）</td><td>0～5 歳児
施設により異なる</td><td rowspan="3">区</td><td rowspan="3">7:15～18:15
または
7:00～18:00
7:30～18:30
施設により異なる
※別途延長保育実施</td><td rowspan="3">無償</td></tr>
<tr><td>小規模保育事業
※定員 6～19 名の小規模な環境で保育を行う</td><td>・0～2 歳児
・1～2 歳児</td></tr>
<tr><td>家庭的保育事業
※定員 1～5 名で家庭的な雰囲気の中保育を行う</td></tr>
<tr><td colspan="3">▶P.17～20 参照</td></tr>
<tr><td rowspan="3">認可以外の施設</td><td>家庭福祉員（保育ママ）
▶P.43 参照</td><td>0～2 歳児</td><td>区</td><td>8:30～16:30
または
9:00～17:00</td><td>▶P.43 参照</td></tr>
<tr><td>東京都認証保育所
※東京都独自の設置基準を満たし、都が認証した保育施設
▶P.39～42 参照</td><td>施設により異なる</td><td>各施設</td><td>施設により異なる</td><td>施設により異なる</td></tr>
<tr><td>その他の認可外保育施設</td></tr>
</table>

▼クラス年齢とは
保育園は、４月１日現在のお子さんの年齢により、その年度のクラスが決まります。
例えば、１歳になった時点で１歳児クラスに進級するわけではなく、１歳になった次の４月から１歳児クラスになります。▶P.４６参照

※以降「認可保育施設」を「認可保育園」と表記します。

（2）認可保育園には、区立・私立・公設民営があるの？

設置者、運営者が異なりますが、全ての認可保育園が、国が定めた基準に基づいて運営を行っているので、基本的な保育内容に違いはありません。

<table>
<tr><td>区立</td><td>荒川区が設置</td><td>荒川区が運営</td></tr>
<tr><td>公設民営</td><td>荒川区が設置</td><td rowspan="2">社会福祉法人、株式会社等が運営</td></tr>
<tr><td>私立</td><td>社会福祉法人、株式会社等が設置</td></tr>
</table>

2　認可保育園利用のための認定（保育の必要性の認定）

（1）認可保育園は誰でも申込めるの？

認可保育園を利用するためには、保育の必要性の認定（２号～３号）を受ける必要があります。認定要件が「保育を必要とする」に該当しない方は、申込めません。集団生活を体験させたい、幼児教育の場として利用したい等の理由は該当しません。

認定区分	保育の必要性	年齢	利用施設
１号	保育を必要としない	満３歳以上	幼稚園、区立こども園・認定こども園（幼稚園部門）
２号	保育を必要とする	満３歳以上	認可保育園（保育園、区立こども園・認定こども園（保育園部門）、小規模保育、家庭的保育など）
３号		満３歳未満	

（2）保育を必要とする事由にはどんな種類があるの？

▼保育の必要性の認定事由（申込み資格）

1	保護者が就労している（就労日数は月１２日、時間は１日４時間以上であること。 育児休業中の方は、入園後１か月以内に職場復帰をしない場合は認定されません）
2	保護者が病気や障がいのため、保育が不可能である
3	保護者が病人や心身に障がいのある人の介護、看護をしている
4	保護者の出産期間（出産予定月とその前後２か月）
5	保護者が現在、仕事を探している【求職活動】
6	保護者の就学、技能習得（原則月１２日以上、１日４時間以上の通学を要すること。通信教育・趣味の講座・カルチャー講座は含みません）
7	保護者が震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっている
8	その他、保護者が明らかに保育をできない事情がある

（3）保育の必要性の認定を受けるにはどうすればいいの？

入所申込書と一緒に「教育・保育給付認定申請書」を保育課入園相談係へ提出してください。

（４）保育の必要性における認定事由別の必要量区分と認定期間

必要量区分は、一日のうち、保育園を利用できる時間です。認定期間は、保育園を利用できる期間です。
認定期間が切れた場合、その月の月末で退園となります。

▼認定事由別保育の必要量区分と認定期間

<table>
<tr><th>認定事由</th><th>必要量区分</th><th>認定期間</th></tr>
<tr><td>就労
（月１２日以上１日４時間以上の就労）</td><td rowspan="3">標準時間または
短時間認定</td><td rowspan="3">左記の事由により保育を必要とする期間</td></tr>
<tr><td>介護、看護</td></tr>
<tr><td>就学</td></tr>
<tr><td>求職活動</td><td rowspan="3">短時間認定</td><td>３か月
求職事由での延長不可</td></tr>
<tr><td>疾病、障害</td><td rowspan="2">左記の事由により保育を必要とする期間</td></tr>
<tr><td>就労（育児休業中の場合）※</td></tr>
<tr><td colspan="3">※育児休業については、すでに保育園に在園している場合のみ対象です。育児休業を事由として新規の認定申請をすることはできません。</td></tr>
<tr><td>妊娠、出産</td><td rowspan="3">標準時間認定</td><td>出産予定月を挟んで前後２か月（計５か月）延長不可</td></tr>
<tr><td>災害復旧</td><td rowspan="2">左記の事由により保育を必要とする期間</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
</table>

（５）保育の必要量区分別の各保育時間

必要区分	保育時間
標準時間認定	７時１５分～１８時１５分 （一部の保育園は、７時００分～１８時００分、７時３０分～１８時３０分となります。また、１歳未満のお子さんの預かり時間に制限があります。） ▶P.１７～２０、P.３４参照
短時間認定	９時～１７時

実際の保育時間は、認定事由の実態に合わせ、保育園と相談して決めていただきます。

3　認可保育園への入園申込み

（１）申込みから入園までの流れ



▼必要書類一式（▶Ｐ．２５～２７参照）を、提出してください。
以下４つの方法で申込みができます。
※ただし、障がいや病気等にて心配なことのあるお子さんの入園を希望されている場合は、お子さんを同伴の上、保育課入園相談係窓口にてお申込みください。（▶Ｐ．１１（９）参照）

▼書類の提出について

①申込方法

（ア）入園相談係窓口	（イ）郵送	（ウ）専用ＢＯＸ	（エ）電子申請
荒川区役所本庁舎２階 子ども家庭部保育課 入園相談係へご持参ください。	荒川区役所 子ども家庭部保育課 入園相談係まで送付してください。 （申込締切日までに必着）	（４月１次入園のみ） 保育課入園相談係窓口前にいる誘導員に書類を渡してください。	マイナポータルの「ぴったりサービス」により、電子申請してください。

②荒川区保育課入園相談係へ書類が到達したら

（ア）入園相談係窓口	（イ）郵送（ウ）専用ＢＯＸ	（エ）電子申請
入園相談係の職員が直接受付・書類確認を行います。	申請書類チェックリストを順次返送します（到着後１週間程度）。 記入に不備がある場合、追加書類が必要な場合などは、チェックリストにて案内しますので、再度期限内に提出してください。	申請完了メール受領後、記入に不備がある場合や、追加書類が必要な場合などは、お住まいの地区の担当よりお電話にてご案内しますので、再度期限内に提出してください。

※申込書の記入内容・認定事由などの確認のため、就労先等に電話調査を行うことがあります。
※以下（ア）～（エ）同じ流れになります。

③教育・保育給付認定証の交付

・保育を必要とする事由に該当する場合、区から認定証を交付します。
・認定証は、保育園の利用の可否を決定するものではありません。



④利用調整

・入所希望者が当該保育園の空き枠を超えた場合は、入園希望月の申込み締切日時点（４月１次は１２月１０日、４月２次は２月１０日となります。）における保育を必要とする状況で利用調整を行います。（▶P.２８参照）

内定の場合	内定しなかった場合
⑤入所内定 ・４月１次の利用調整結果は、１月２３日（金）（発送予定）に郵送でお知らせします。 ・４月２次、５月～１月入園については、結果回答予定日（▶P.６参照）に電話でお知らせします。	**⑤入所不承諾** ・「利用調整結果通知（不承諾）」は入園を希望した最初の月に１度だけ送付します。 ・申込書の有効期間は入園希望月から６か月間です。この有効期間内に希望する保育園に欠員が生じたときは利用調整の対象になります。 ・申込有効期間が終了したときの連絡はしません。

内定の場合

⑥面接・健康診断

・入園前に、内定した保育園が指定する日時で面接と健康診断を受けていただきます。受けられない場合は **内定取消** となります。
・面接と健康診断の結果によっては、入園できない場合があります。
※２～３月に長期旅行の予定がある方はご注意ください。
可能な限り内定日以降に予定をたててください。

⑦入園決定

・「保育所入所承諾兼保育料決定通知書」にて保育の実施期間などをお知らせします。

⑧入園

・入園後、お子さんの集団生活への適応等を目的として、一定期間、短い時間の保育（慣れ保育）があります。

（２）保育園にはいつでも入れるの？

荒川区では、毎月１日入園の入園申請を受け付けています。月途中からの入園はできません。
また、２月、３月の入園申請は受け付けていません。
５月以降の入所は、４月入所利用調整後の欠員に対して利用調整を行います。

（３）いつ申込めばいいの？



入園希望月ごとに申込み期間があります。
入園希望月に合わせて、申込受付期間を確認してください。

（４）申込み・結果回答・申込書類有効期限スケジュール

入園希望月	申込受付期間（土・日・祝日・年末年始を除く）	結果回答予定日 （原則として１３時以降）	申込書類の 有効期間
令和８年　４月	1次　令和７年１０月２７日(月) ～ ７年１１月１０日(月)	令和８年　１月２３日(金)	令和８年９月入園希望まで
	2次　令和７年１１月１１日(火) ～ ８年　１月２２日(木)	〃　２月２０日(金)	
〃　５月	令和８年　１月２３日(金)　～　８年　４月１０日(金)	〃　４月２１日(火)	〃　１０月入園希望まで
〃　６月	〃　４月１３日(月)　～　〃　５月１１日(月)	〃　５月２１日(木)	〃　１１月入園希望まで
〃　７月	〃　５月１２日(火)　～　〃　６月１０日(水)	〃　６月２２日(月)	〃　１２月入園希望まで
〃　８月	〃　６月１１日(木)　～　〃　７月１０日(金)	〃　７月２１日(火)	令和９年１月入園希望まで
〃　９月	〃　７月１３日(月)　～　〃　８月１０日(月)	〃　８月２１日(金)	
〃　１０月	〃　８月１２日(水)　～　〃　９月１０日(木)	〃　９月２４日(木)	
〃　１１月	〃　９月１１日(金)　～　〃　１０月１３日(火)	〃　１０月２１日(水)	〃　４月入園希望まで
〃　１２月	〃　１０月１４日(水)　～　〃　１１月１０日(火)	〃　１１月２４日(火)	〃　５月入園希望まで
令和９年　１月	〃　１１月１１日(水)　～　〃　１２月１０日(木)	〃　１２月２２日(火)	〃　６月入園希望まで
〃２月、３月	申込みは受付けていません		

受付時間：平日の８時３０分から１７時１５分まで
（令和７年１０月２９日（水）、１１月５日（水）のみ１９時００分まで窓口を延長します。）

令和８年４月１次入園申込に関する注意事項

○４月１次入園申込は上の表のとおり１０日間の集中受付期間を設けます。
○集中受付期間の令和７年１０月２９日（水）、１１月５日（水）は１９時まで入園相談係の窓口を延長します。
○４月１次入園について、就労証明書等の保育が必要なことを証明する書類の発行日は令和７年９月１日（月）以後であることが必要です。なお、令和７年８月中に発行された就労証明書をお持ちの方は、有効な受付にできる可能性があるので、入園相談係まで相談してください。
○４月１次入園申込を済ませた方で添付書類等に不備がある方は、令和７年１２月１０日（水）までに不備に対応した書類等の提出が必要です（厳守）。
○４月１次入園で他区市町村からの転入予定ありで申し込んだ方で、新しい住居の契約書等が間に合わない方は令和８年２月１０日（火）までに提出が必要です（厳守）。
○上記の締め切りを守れない場合、書類不備で申込が受け付けられない、または、入園内定となっても取消になります。
○４月１次の利用調整結果は、１月２３日（金）に郵送でお知らせします。
○申込書類は６か月間有効です。不承諾となった場合でも、有効期間内は継続して利用調整の対象になります。例えば、１１月入園希望の申込みをした方は、４月入園まで申込書が有効となりますので、４月１次の申込みをする必要はありません。

（５）郵送での申込み

申込締切日までに必着。消印有効ではありません。また、ＦＡＸやメールでの提出はできません。
郵便での申込みにあたっては、申請する方の責任にて締め切り日までに必ず到達するようお送りください。事故・誤配等いかなる理由の場合でも区は責任を負いません。記録の残る簡易書留・配達証明の利用をご検討ください。
不足書類があった場合は保育課からご連絡させていただきますが、期限までに書類が到着しないと利用調整にかけられなくなることがあります。期限に余裕をもって郵送してください。

（６）電子申請での申込み

・電子申請可能な手続は、「保育所入所申込」、「転園申込」、「教育・保育給付認定申請」および「認可保育園追加書類提出」、「希望園変更届」、「再交付申請書」になります。
・荒川区の認可保育園を希望される方に限ります。
・申請にはマイナンバーカード（個人番号カード）・スマートフォン等の機器が必要です。詳細な要件は、以下の二次元コードのリンク先をご確認ください。
・申込受付期間は窓口での申請と同様になります。詳細はＰ．６（４）「申込み・結果回答・申込書類有効期限スケジュール」をご参照ください。
なお、締め切りの日の区役所閉庁時間（１７時１５分）までに受付を完了してください。
・添付ファイル等の内容が確認できない場合は、お電話での問い合わせや再提出をお願いする場合があります。
・新規の入園の申込に際しては、原則として、「保育所入所申込」と「教育・保育給付認定申請」が必要になります。「教育・保育給付認定申請」がお済みでない方は必ず認定の申請をしてから入所申込みをしてください。
・令和８年４月１日から、認可保育園追加書類提出、希望園変更届、再交付申請書についても、電子申請システムＬｏＧｏフォームにて手続が可能となりました。

以下の二次元コードをご利用ください。荒川区ＨＰにおける電子申請案内ページにアクセスできます。

認可保育園の入園・転園に関する電子申請のご案内
https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a037/kosodate/onlineshinsei.html

（７）４月入園希望の申込み（１次と２次の違い）

・１次利用調整後に生じた空枠が、２次利用調整の空枠となります。
・求職中の方、荒川区へ転入予定なしの方等は、申込日に関わらず、原則２次の利用調整の対象となります。ただし、令和７年１２月１０日（水）までに状況が変わった（就労が内定した等）方は、１次の利用調整対象となる場合もありますので、なるべく１次の受付期間に申込みをしてください。

（８）４月と年度途中、どちらが入園しやすいの？

入園を希望するエリアやクラス年齢によって変わりますが、入園者が多いのは４月です。年度途中は空き枠がない限り入園はできません。空き枠があっても、空き枠数以上の申込がある場合、利用調整により入園できる方が決まります。

（９）不承諾通知がほしい

入園申込みをし、利用調整の結果、不承諾となった場合、保育実施希望期間の初月分のみ「利用調整結果通知（不承諾）」を発行します。申込みをしていない方や、申込んでいても、申込書類の有効期間外の場合は、通知を発行することはできません。また、内定取り下げをした場合、および結果回答予定日以前に区外へ転出した場合も不承諾通知の発行はできません。
また、利用調整を実施していない２月、３月の不承諾通知は発行できません。（なお、不承諾通知には２月、３月の利用調整を実施していない旨の記載があります）
書類の有効期間６か月のうち、初月以外の分の通知の再発行を希望する場合は、入園相談係にご連絡ください。

（１０）不承諾になった後はどうなるの？

申込書類は６か月間有効です。不承諾となった場合でも、有効期間内は継続して利用調整の対象になります。例えば、１１月入園希望の申込みをした方は、４月入園まで申込書が有効となりますので、４月１次の申込みをする必要はありません。（▶Ｐ．６（４）参照）
申込書類の有効期間中に、申込み内容に変更が生じた場合や区外へ転出する場合は必ず連絡をしてください。翌月の利用調整から希望園を変更したい場合は、申込締切日までに「保育所希望園変更申込書」を提出してください。

（１１）申込み後に保育の必要がなくなりました。どうすればいいの？

保育園に入園する必要がなくなった、区外に転居した等の場合は、保育課入園相談係へ電話連絡後、速やかに「取下届」を保育課に提出してください。５月～１月申込は申込締切日の３営業日後まで、４月１次申込は令和７年１２月２６日（金）まで、４月２次申込は令和８年２月１０日（火）までに連絡してください。なお、取下げした後、再度、保育園への入園を希望する場合は、改めて申込み書類を全て提出することが必要です。

（１２）入園内定が出た後に取下げはできるの？

保育課へ電話連絡後、速やかに窓口もしくは電子申請で「取下届」を保育課に提出してください。ただし、**その園を希望していて入れなかった人など、他の人へ大きな影響があるため、取下げる必要がないよう検討して申し込んでください。**
入園内定を取下げた場合、不承諾通知は発行できません。
同じ年度内に再度、保育園への入園を希望する場合は、改めて申込み書類一式を提出する必要がある他、利用調整において優先度が下がります。また、４月１次の内定を取下げた場合、４月２次からの申込みはできません。
なお、転園が内定した場合の取下げはできません（▶Ｐ．１１（１２）参照）。

４　申込み時の注意事項



（１）申込み後に状況が変わった方

・申込み後、家庭の状況に変更があった場合は必ずご連絡ください。
・入園内定または入園後に申込み時と状況が異なっていることが明らかになった場合、内定取消または退園となります。
・**求職/内定⇒就労の場合を除き、入園してから保育の必要性の要件変更をすることはできません。要件の変更の際は、やむを得ない事情がある場合を除き、一旦退園していただき、再度のお申込みが必要になります。変更の可能性がある場合は、必ず事前にご相談をお願いいたします。**

（２）育児休業を取得中に申込みをした方

・入園した場合は、１か月以内（入園した月の翌月初日まで）に必ず職場復帰してください。
入園後１か月以内に育児休業を取得した就労先に復帰できない場合、また申込み時に申告した就労時間・日数と異なる状況で復職した場合は、退園となります。
・職場復帰後に「職場復帰証明書」を提出していただきます。
・育児休業中の場合は、元の就労先に復職することを前提に指数を算定しています。
申込中に転職して、それまでと同じ就労条件で働く場合でも、同じ就労指数では算定しません。（指数が下がることがあります。）就労条件は同等以上であれば、部署の異動、派遣先の変更は問いません。
・年齢制限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員をご利用の方で、卒園に伴う申込みについては、取扱いが異なります。Ｐ.１０「（４）保育年齢に制限（２歳児クラスまで）のある保育園について」の内容をご確認ください。

（３）出産・育児に伴い休業している方、育児休業を取得できず休職中の方

①以下のいずれかに該当し、「職場復帰誓約書」を提出いただいた場合には、出産後１年間は元の就労先に復職することを前提に指数を算定できます。（以下、「みなし育児休業」といいます）
※みなし育児休業としての審査を希望する場合は、必ず申告してください。
（ア）自営業で出産・育児に伴い一時的に休業する場合
（イ）就労先の育児休業を取得できず、一時的に休職している場合
（ウ）出産・育児に伴い一時的に退職し、保育園入園が決まった後、同じ就労先に再就職することが約束されている場合
（エ）出産後、就労時間・就労日数を一時的に減らして職場復帰する場合

②入園した場合は、１か月以内に必ず職場復帰してください。職場復帰後に「職場復帰証明書」を提出していただきます。
入園後、１か月以内に休業・休職している就労先に復帰できない場合、また申込み時に申告した就労時間・就労日数と異なる状況で復職した場合は、退園となります。

③みなし育児休業適用基準日

５～１月入園	申込み締切日時点で出産から１年が経過していない場合に、この基準が適用されます。
４月入園	４月１次審査基準日（令和７年１２月１０日（水））で出産から１年が経過していない場合に、この基準が適用されます。

（４）保育年齢に制限（２歳児クラスまで）のある保育園について

・保育園により在籍できるクラス、年齢に制限があります（▶Ｐ．１７～２０保育年齢参照）。
・２歳児クラスまでの保育園に在園していて、卒園後も他の認可保育園の利用を希望する場合、新規の申込みが必要です。２歳児クラスまでの保育園を卒園する年の４月入園申込みについては、在園している保育園から案内があります。
・卒園に伴う他の認可保育園への４月入園申込みについて、利用調整において指数を加点します（▶Ｐ．３０参照）。また、同一指数で並んだ場合は優先度が高くなります（▶Ｐ．３１参照）。
・お子さんの卒園時に保護者が育児休業を取得または予定している場合、年齢制限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員をご利用の方で卒園に伴う申込みについては、就労中の方と同等に指数を算定します。この場合、入園後育児休業からの復帰は必須ではありません。ただし、卒園時の申込みで育児休業から１か月以内に復帰する方が優先となります。

（５）就労の要件で申込みの方

・申込み時に提出された就労証明書に基づき、入園後もその職場で就労をするという前提で利用調整を行います。そのため入園後、自己都合で仕事を変えたり、就労日数や就労時間を減らした場合、退園になることがあります。（育児による短時間勤務制度を利用する場合はこの限りではありません）
・申込む際に転職を予定している場合、就労内定もしくは求職中として利用調整を行います。ただし、退職日から１か月以内に就労開始する場合は就労中として利用調整を行うことができる場合がありますので、ご相談ください。

（６）就労内定または求職要件で申込みの方

就労内定で入園した場合は、入園後３か月以内に入所決定指数と同条件で就労を開始してください。内定した就労先で就労開始できない場合、原則として退園となります。
求職要件で入園した場合は、３か月以内に必ず月１２日以上・１日４時間以上の就労を開始してください。就労開始後に「教育・保育給付認定変更申請書」と「就労証明書」を提出していただきます。就労を開始できない場合は退園となります。

（７）新たな子の出産予定がある、または、出産直後で、上の子のみの申込みを希望する場合

入所希望月からみて出産予定月が前後２か月以内にある場合の申込みは妊娠・出産の要件での申込となります。
▼例：９月に出産予定がある場合は、７～１１月入所希望
この場合、出産予定月を挟んで前後２か月（最大５か月）の期間保育となり、期間満了後は必ず退園になります。

（８）現在、妊娠している子どもについて、出生前でも申込みはできるの？

４月申込みのみ、出生予定のお子さんの申込みができます。１次の利用調整を希望する方は、必ず、４月１次の受付期間中（▶Ｐ．６（４）参照）に仮申込みを行い、出生後速やかに本申込みをしてください。
５～１月の出生前の入園申込みは受け付けていません。

（９）障がいや疾病等、気になることのあるお子さんについて

荒川区では、集団生活の中で特別な配慮が必要なお子さんの保育ができるように、特別支援児保育の制度があります。この制度はお子さんの健全な成長および発達を促すことを目的としています。

①次の状況に該当する場合、特別支援児保育が必要となる可能性があるため入園申込みをする前に保育コンシェルジュ（▶Ｐ．１３　（１４）参照）との相談を必ず行ってください。ご相談の際は、お子さん同伴のうえお越しください。

（ア）障がいがある（手帳等の所持に関わらず）。

（イ）心身の発達に心配がある。

（ウ）発達について健診で指摘を受けたことがある。

（エ）療育施設などに通所している。

（オ）その他健康上（慢性疾患がある）の心配がある。

②支援が必要と判断した時は、申込み後に専門機関による判定を受けていただきます。

③延長保育は原則として利用できません。

④各保育園に定員（原則２名まで）があるため、希望している園に空枠があっても、入園できないことがあります。

（１０）「居宅訪問型保育事業」について

障がいや疾病等により個別のケアが必要なため、集団保育が著しく困難と認められるお子さんについて、ご自宅で１対１で保育する居宅訪問型保育事業を実施しています。

申込みにあたっては、認可保育園の申込みに加え、医師の診断書、居宅訪問型保育事業利用確認書および重要事項確認票の提出が必要です。利用を希望する方は、保育課入園相談係にご相談ください。

（１１）アレルギー疾患のあるお子さんについて

食物アレルギーなどアレルギー疾患のあるお子さんについては、提出書類「申込児童の健康状況等について」のアレルギーに関する項目に記入の上、お申し込みください。ご不明な点がありましたら保育課入園相談係までご相談ください。

アレルギー食への対応について、園では、生活管理指導票等に基づき、保護者と話し合いながらできる範囲で対応（除去や代替食など）します。しかし、対応が難しい場合は、家から代替品をお持ちいただくことになることもありますので、事前に各園へお問合せください。

（１２）転園の申込み

・申込受付期間有効期間等はＰ．６（４）の「申込受付期間」と同じです。

・転園の申込みは入園内定時点ではできません。入園後に申込みをしてください。

・申込み後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに申込みを取り下げてください。

・**転園が内定した場合の取下げはできません。お子さんが納得しない、転園先で延長保育が受けられない等、いかなる理由があっても元の園には戻れません。（元の保育園には、別のお子さんが内定します。）**

・保護者が下の子の育児休業を取得中または今後取得予定で、上の子の保育園の転園を希望する場合、転園後１か月以内の職場復帰が必要となります。この場合、転園後に事情が変わり、引き続き育児休業を取得することになった場合は、退園となり、元の園にも戻れません。転園後も引き続き下のお子さんの育児休業を取得する場合は、保育を必要とする要件に該当しないため、申込みはできません。

ただし、利用調整において両親ともに「求職中」と同等の指数として取り扱う場合に限り、特例的に申込みを認めています。

▼転園申込に必要な書類

転園申込書	申込みのお子さん２人まで１枚に記入できます。
保育が必要な状況を証明する書類 （▶P.２５～２７参照）	保護者１人につき最低１通必要です。
申請書類チェックリスト	保育課窓口で申込む場合は不要です。
返信用封筒	保護者の宛名を書いてください。 切手は貼らないでください。 保育課窓口で申込む場合は不要です。

（１３）きょうだいで申込みをする方

きょうだいで同時に申込みをする際は「申込児童の健康状況等について」裏面≪きょうだい同時申込みをする方≫の欄できょうだい条件を選択していただきます。（きょうだい１人が転園申込みでもう１人が新規入園、きょうだい全員転園申込みの場合も選択が必要です。）下記の補足説明を読み、よく考えて選択してください。

	選択項目	補足説明
①	同時に同じ保育園に入園できる場合のみ希望	きょうだい同じ園に入れる場合以外は、入所を希望しない。
②	同時なら別々の園でもよいが、希望順位を優先するより、希望下位でも同じ園になることを優先	きょうだい同じ園に入れない場合、別々の園でもよいが、どちらかひとりが不承諾になる場合は、２人とも入所を希望しない。
③	同時なら別々の園でもよいので、希望下位で同じ園になるより、希望順位を優先	希望順位の低いきょうだい同じ園より、別々であっても希望順位が高い園を希望するが、どちらかひとりが不承諾になる場合は、２人とも入所を希望しない。
④	１人だけでも入園できる場合、上の子のみを優先	きょうだい同じ園に入れない場合は、上の子のみの入園を希望する。 →同じ園に入れない場合は、上の子のみを利用調整の対象にするので、下の子は不承諾となります。
⑤	１人だけでも入園できる場合、下の子のみを優先	きょうだい同じ園に入れない場合は、下の子のみの入園を希望する。 →同じ園に入園できない場合は、下の子のみを利用調整の対象にするので、上の子は不承諾となります。
⑥	１人だけでも入園希望だが、同時に入園できるときは、希望下位でも同じ園を優先	きょうだい同じ園に入れない場合は、別々であっても入園を希望し、どちらかひとりだけの場合でも入園を希望する。
⑦	１人だけでも入園希望だが、同時に入園できるときは、別々の園でも希望順位を優先	希望順位の低い園できょうだい同じより、別々であっても希望順位が高い園を希望するが、どちらかひとりが不承諾になる場合でも、入所を希望する。

※①～③を選択した場合、きょうだいのひとりが不承諾になると、全員入所できません。
※④～⑦を選択し、１人だけ入園が決まった場合でも申請時の入所の要件を満たす必要があります。
例えば、第２子の育休中で第１子と第２子同時に申込みをする場合、第１子のみ入園内定した場合でも入所後１か月以内の職場復帰が必要になります。
※①～⑦に該当しない場合、組み合わせ表の用紙にきょうだい分それぞれ希望園を記入し提出する必要があります。きょうだい組み合わせ表は荒川区ＨＰからダウンロードできます。

（１４）保育コンシェルジュ（保育専門の相談員）への相談

保育コンシェルジュとは、お子さんの保育を希望する保護者の皆様の相談に応じ、保育園の入園などについてアドバイスする専門の相談員です。保育課入園相談係に配置しており、区立保育園で保育士の経験のある者が対応いたします。
各家庭の希望に合わせて、認可保育園入園までの流れ、各保育園の状況や特色、保育料、私立・公設民営・公立各保育園の運営形態、特別支援児保育などについてご案内する他、一時保育などの一時的な保育サービスについてもご紹介いたします。

相　　談　　日：平日（月曜から金曜）
相談受付時間：午前９時から午後４時まで
※事前予約していただくと、スムーズにご案内できます。
　問合わせ　保育課入園相談係　０３－３８０２－３１１１
（内線３８２５～２７、３８４７、３８４３）

（１５）小規模保育事業、家庭的保育事業の連携施設の設定

令和７年４月から、区内の全認可保育園を小規模保育事業、家庭的保育事業の連携施設として設定します。近隣の保育園等での集団保育体験や代替保育を行う場合があります。
卒園後の受け入れ先については、これまでとおり利用調整において指数を加点するとともに、同一指数で並んだ場合の優先順位が高くなります。

（１６）その他

就労しながら介護を行っている場合は、詳細な状況を保育課入園相談係へお伝えください。

５　希望園の選び方

（１）希望園はどのように選べばいいの？

保育年齢、通勤で利用する駅や家から園までの距離や、保育方針などが目安になります。園の規模や地域の特性など様々ですが、どの園も小学校への円滑な接続ができるよう、取り組みをしています。
見学を希望する場合は、各園へお問い合わせください。また、保育園によって準備するものや保育料以外にかかる費用がある場合があるので、事前に各園に確認してください。
希望園は最大２０希望まで入所申込書に書くことができます。
希望園が１園のみの場合、利用調整の優先度が下がります。（▶Ｐ.３１（８）２参照）

（２）申込めない園はあるの？

園により保育年齢が異なるため、申込めない園があります。希望する園の保育年齢にお子さんの年齢が該当している必要があります。（▶Ｐ.４６参照）

（例）生後△日～　…入園希望月の１日時点で生後△日経過していること。
　　満□か月～　…入園希望月の１日時点で月齢が□か月に到達していること。
　　１歳児～　　…その年度の４月１日時点に１歳に到達していること。

（３）現在の空き枠を知りたい

毎月１日から申込受付期間最終日まで、荒川区ホームページに掲載しています。**この期間以外は、空き枠数は未確定のため公開していません。**
４月の募集枠は、前年の１０月１日に公開します。９月１日時点での情報のため退園などで募集枠が変更となることがありますが、募集枠の変更については、公開していません。

（４）空き枠が０でも申込みはできるの？

空き枠が０でも、利用調整中に転園が決まり空き枠が出ることがあるので、希望園に書くことができます。

（５）空き枠が多い園を第一希望に書いた方が有利になる？

利用調整において、希望順位は関係ありません。利用調整の結果、複数園に内定可能だった場合、その中で最も希望順位の高い１園に内定を出します。空き枠数に関係なく、入園を希望する順番に記入することをおすすめします。

（６）保育園の競争率が知りたい

荒川区では保育園ごとの倍率等は算出していません。過去の内定者の最低指数は参考としてホームページに掲載しています（「入園利用調整結果」）。最低指数は、その年の申込み状況によって変化します。あくまで参考情報であり、今後の利用調整において、最低指数より高い方の入園を保証しているわけではありませんのでご了承ください。

（７）申込みのあとに希望園を変更することはできるの？

「保育所希望園変更申込書」を出すことで変更ができます。提出期限は、入園希望月の申込受付期間（▶Ｐ.６（４）参照）と同じです。（ただし、４月１次は１２月１０日、４月２次は２月１０日が提出期限となります。）

6　荒川区保育園マップ



●東尾久

36 AIAI　NURSERY新三河島
37 東尾久
38 ピノキオ幼児舎東尾久
39 MIRATZ東尾久
40 至誠会第二
41 熊野前
42 宮前　花と緑の保育園

●西尾久

43 大空と大地のなーさりぃ
　荒川西尾久
44 小台ここわ
45 西尾久みどり
46 オランジェナーサリー（本園）
47 オランジェナーサリー（分園）
48 小台橋
49 子供の家愛育
50 上尾久

●西日暮里

62 AIAI　NURSERY西日暮里一丁目園
63 ハローフレンズ
64 日暮里
65 グローバルキッズ日暮里駅前
66 日暮里きらきら
67 さくらさくみらい西日暮里
68 上智聖ローザ
69 まなびの森保育園西日暮里
70 西日暮里

●東日暮里

51 なかよし
52 第二東日暮里
53 かんかんもり
54 タムスわんぱく保育園東日暮里
55 夕やけこやけ
56 フレンズ
57 うぃず東日暮里
58 グローバルキッズ東日暮里園
59 ポポラー東京東日暮里園
60 まなびの森保育園三河島
61 聖華ひなた

●‥荒川区認可保育園
（▶P.１７～２０参照）

■‥東京都認証保育所
（▶P.３９～４２参照）



●町屋
27 町屋
28 グローバルキッズ町屋
29 うぃず町屋
30 ワタナベ学園
31 ワタナベ学園分園
32 上智厚生館
33 上智厚生館分園
34 原
35 尾久隣保館

●南千住
1 第二南千住
2 南千住駅前保育所おひさま
3 コンビプラザ南千住
4 南千住さくら
5 うぃず南千住駅前
6 太陽の子わかば
7 南千住
8 家庭的保育室スノードロップ
9 南千住七丁目
10 ぽけっとランド南千住瑞光
11 汐入とちのき
12 にじの樹
13 はなみずき
14 汐入こども園
15 にじの森

●荒川
16 おはな保育室
17 キッズあおぞら
18 仁風
19 ドン・ボスコ
20 三河島
21 タムスわんぱく保育園荒川
22 荒川
23 黒川幼稚舎
24 黒川幼稚舎（分園）
25 まなびの森保育園町屋
26 荒川さつき
71 家庭的保育室みんなのおうち

■ 認証保育所
（ア）花さと
（イ）かがや
（ウ）キッズステーションのびのび保育室
（エ）カナリヤ
（オ）キッズガーデン
（カ）あっぷる園

7　認可保育園一覧

▲･･･区立　★･･･公設民営　☆･･･私立　◇･･･小規模保育　◆･･･家庭的保育
◎･･･区立こども園（幼稚園と保育園の一元化施設）　○･･･認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

※2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区		保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢（クラス年齢）	11時間保育対象年齢	延長保育（標準時間認定）	延長定員	土曜保育
南千住	1	▲ 第二南千住	南千住2-21-6	3801-7700	137	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	2	☆ 南千住駅前保育所おひさま	南千住4-3-2	5615-3088	48	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	12	○
	3	☆ コンビプラザ南千住	南千住4-9-1 リバーハープタワー 南千住1号棟1F	5850-1131	30	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
	4	★ 南千住さくら	南千住4-9-4	5604-3521	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○
	5	☆ ういず南千住駅前	南千住5-23-14	6806-7812	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	15	○
	6	☆ 太陽の子わかば	南千住5-44-16	5615-0277	20	生後57日 ～2歳児	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	10	○
	7	★ 南千住	南千住6-35-3	3807-6620	159	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○
	8	◆ 家庭的保育室スノードロップ	南千住6-50-3	6806-8894	5	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	5	○
	9	★ 南千住七丁目	南千住7-20-13	5615-0531	151	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	10	☆ ぽけっとランド南千住瑞光	南千住7-30-1	5615-1257	121	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	35	○
	11	★ 汐入とちのき	南千住8-3-3	5604-0510	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	12	☆ にじの樹	南千住8-5-2	5604-5712	160	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	13	★ はなみずき	南千住8-5-5	3803-2583	105	生後57日～	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	25	○
	14	◎ 汐入こども園	南千住8-9-3	3801-7285	130	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
		※ 区立汐入こども園については、令和9年度から保育園への移行を予定しています。								
	15	☆ にじの森	南千住8-13-1	6806-7900	162	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
荒川	16	◆ おはな保育室	荒川1-37-4	3803-2666	5	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	5	×
	17	☆ キッズあおぞら	荒川2-1-5 2F	6806-6563	75	生後57日～	7:15～18:15 満4か月～	18:15～19:15	15	○
	18	☆ 仁風	荒川2-41-1	3891-1634	110	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	19	☆ ドン・ボスコ	荒川3-11-1	3801-2334	159	6か月～ ※4月1日の時点で6か月を迎えている場合に限る	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	36	○
	20	▲ 三河島	荒川3-54-1	3807-6781	120	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
		※ 区立三河島保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。								

7　認可保育園一覧

▲･･･区立　★･･･公設民営　☆･･･私立　◇･･･小規模保育　◆･･･家庭的保育
◎･･･区立こども園（幼稚園と保育園の一元化施設）　○･･･認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

※2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢（クラス年齢）	11時間保育対象年齢	延長保育（標準時間認定）	延長定員	土曜保育
荒川	21 ☆ タムスわんぱく保育園荒川	荒川5-31-7 3~4F	5901-9861	67	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	20	○
	22 ▲ 荒川	荒川5-50-15	3895-6922	96	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	※ 区立荒川保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。								
	23 ○ 黒川幼稚舎	荒川7-7-10	3891-1337	57	3歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	19	○
	24 ○ 〃 分園	荒川7-7-8		30	1歳児～2歳児				
	25 ☆ まなびの森保育園町屋	荒川7-41-8	3895-8750	60	生後57日～	7:15～18:15 満6か月～	18:15～19:15	15	○
	26 ▲ 荒川さつき	荒川8-25-4	3891-4261	110	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	71 ◆ 家庭的保育室みんなのおうち	荒川6-65-12	6807-8027	5	3か月～2歳児	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	5	×
町屋	27 ☆ 町屋	町屋1-35-9	6807-9221	150	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	35	○
	28 ☆ グローバルキッズ町屋	町屋2-2-15	6807-6307	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
	29 ☆ うぃず町屋	町屋2-10-3	6458-2063	60	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	15	○
	30 ○ ワタナベ学園	町屋2-15-5	3892-2602	72	2歳児～	7:30～18:30 満1歳～ 但10か月から応相談	18:30～19:30	15	○
	31 ○ 〃 分園	町屋2-17-2 1F		22	3か月～1歳児				
	32 ☆ 上智厚生館	町屋4-9-10	3892-4512	160	2歳児～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○
	33 ☆ 〃 分園	町屋4-14-7		50	生後57日～1歳児				
	34 ▲ 原	町屋5-11-16	3895-8781	105	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	35 ☆ 尾久隣保館	町屋6-28-11	3892-0357	190	生後57日～	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	30	○
東尾久	36 ☆ AIAI NURSERY新三河島	東尾久1-1-4 3F･4F	6240-8010	75	3か月～	7:15～18:15 満3か月～	18:15～19:15	20	○
	37 ▲ 東尾久	東尾久2-28-3	3895-0144	89	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	25	○
	※ 区立東尾久保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。 ※ また、道路の拡幅工事を令和7年度中に実施するため、園庭面積が減少する予定です。								
	38 ☆ ピノキオ幼児舎東尾久	東尾久3-27-7 2F	5901-9146	50	生後57日～	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	5	○
	39 ◇ MIRATZ東尾久	東尾久4-1-13 1F	5855-7420	19	生後57日～2歳児	7:15～18:15 満6か月～	18:15～19:15	2	○

7　認可保育園一覧

▲･･･区立　★･･･公設民営　☆･･･私立　◇･･･小規模保育　◆･･･家庭的保育
◎･･･区立こども園（幼稚園と保育園の一元化施設）　○･･･認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

※2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢（クラス年齢）	11時間保育対象年齢	延長保育（標準時間認定）	延長定員	土曜保育
東尾久	40 ☆ 至誠会第二	東尾久5-34-6	3894-8848	160	生後43日～	7:00～18:00 満1歳～	18:00～19:00	30	○
	41 ▲ 熊野前	東尾久8-23-9	3800-7135	104	生後57日～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	42 ☆ 宮前花と緑の保育園	東尾久8-45-24	3800-1360	140	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
西尾久	43 ☆ 大空と大地のなーさりぃ荒川西尾久	西尾久1-28-10	6240-8370	70	生後57日～	7:15～18:15 生後57日～	18:15～19:15	20	○
	44 ☆ 小台こころ	西尾久3-21-12 水島ビル2F	6807-9960	66	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
	45 ▲ 西尾久みどり	西尾久4-6-19	3894-0491	74	1歳児～	7:15～18:15	18:15～19:15	25	○
	※ 区立西尾久みどり保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。								
	46 ☆ オランジェナーサリー（本園）	西尾久4-27-1 ヴェルデ西尾久1F	6458-2085	40	3歳児～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	5	○
	47 ☆ 〃（分園）	西尾久6-30-16 エスパシオルイヨム1F	6807-7563	20	3か月 ～2歳児			3	○
	※オランジェナーサリー（分園）の土曜保育は、オランジェナーサリー（本園）で実施しています。								
	48 ☆ 小台橋	西尾久6-9-7	6807-7311	154	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	25	○
	49 ☆ 子供の家愛育	西尾久7-26-4	3893-3373	100	8か月～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
	50 ★ 上尾久	西尾久8-10-12	3810-2421	100	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	40	○
東日暮里	51 ☆ なかよし	東日暮里1-17-2	3807-2213	46	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
	52 ▲ 第二東日暮里	東日暮里1-17-21	3807-6483	116	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○
	※ 区立第二東日暮里保育園については、今後、段階的に民営化を予定しています。								
	53 ◇ かんかんもり	東日暮里3-24-11	3806-7480	12	1歳児 ～2歳児	7:15～18:15	―	―	○
	※ かんかんもり保育園の土曜保育は、系列園の夕やけこやけ保育園で実施しています。								
	54 ☆ タムスわんぱく保育園東日暮里	東日暮里3-9-10	6806-7670	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○
	55 ☆ タやけこやけ	東日暮里3-11-19	3803-6071	148	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	20	○
	56 ◇ フレンズ	東日暮里3-11-26	3806-9733	15	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 生後57日～	―	―	○
	※ フレンズ保育園の土曜保育は、系列園のキッズあおぞら保育園で実施しています。								

7　認可保育園一覧

▲･･･区立　★･･･公設民営　☆･･･私立　◇･･･小規模保育　◆･･･家庭的保育
◎･･･区立こども園（幼稚園と保育園の一元化施設）　○･･･認定こども園

※「満1歳未満児に対する最大11時間保育開始月齢」は、面接等により園が安全に児童をお預かり可能と判断した場合の月齢であり、上記開始月を必ず保証するものではありません。

※2歳児クラスまでの保育園は、2歳児クラスの年度末で卒園になります。

地区	保育園名	所在地	電話	定員	保育年齢（クラス年齢）	11時間保育 対象年齢	延長保育（標準時間認定）	延長定員	土曜保育
東日暮里	57 ☆ うぃず東日暮里	東日暮里4-11-6	6806-7165	70	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	35	○
	58 ☆ グローバルキッズ東日暮里園	東日暮里5-16-3 リーデンスタワー 1･2F	5811-8633	80	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	35	○
	59 ☆ ポポラー東京東日暮里園	東日暮里6-1-1 アトラスプランズ タワー三河島2F	5615-1040	63	生後57日～	7:30～18:30 生後57日～	18:30～19:30	15	○
	60 ☆ まなびの森保育園三河島	東日暮里6-2-14 5F	6806-5166	60	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	10	○
	61 ☆ 聖華ひなた	東日暮里6-28-13	6806-6007	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	20	○
西日暮里	62 ☆ AIAI NURSERY西日暮里一丁目	西日暮里1-1-1 2F	5615-2721	50	3か月～	7:15～18:15 満3か月～	18:15～19:15	15	○
	63 ◇ ハローフレンズ	西日暮里1-57-13	6806-7072	13	1歳児 ～2歳児	7:15～18:15	―	―	○
	※ ハローフレンズ保育園の土曜保育は、系列園のキッズあおぞら保育園で実施しています。								
	64 ☆ 日暮里	西日暮里2-2-7	5604-9367	150	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～ 但10か月から応相談	18:15～19:15	25	○
	65 ☆ グローバルキッズ日暮里駅前	西日暮里2-22-1 ステーションプラザ タワー3F	3805-0708	50	生後57日 ～2歳児	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	15	○
	66 ☆ 日暮里きらきら	西日暮里2-30-4 1～4F	5615-5666	50	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
	67 ☆ さくらさくみらい西日暮里	西日暮里4-10-12	5842-1239	78	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
	68 ☆ 上智聖ローザ	西日暮里6-7-1	3892-6001	102	生後57日～	7:15～18:15 満1歳～	18:15～19:15	10	○
	69 ☆ まなびの森保育園西日暮里	西日暮里6-21-2	5604-9797	60	生後57日～	7:15～18:15 満10か月～	18:15～19:15	10	○
	70 ▲ 西日暮里	西日暮里6-25-3	3893-3801	135	6か月～	7:15～18:15 満9か月～	18:15～19:15	25	○

8　荒川区外から荒川区の認可保育園への入園申込みについて

（1）荒川区へ転入する予定がある場合

荒川区へ転入（住民票を移す）の予定があり、住所を移せることを証明する書類を提出できる方は、特別に荒川区民と同じ条件で保育園入園に係る利用調整をすることができます。以下の内容をご確認のうえ、お申込みください。
転入予定のある方の認可保育園申込は、荒川区保育課へ直接お申込みください。お住まいの自治体を経由する必要はありません。

ア　申込み～入園までの流れ【利用調整で内定となる場合の例】

①　荒川区へ直接申込み（仮申込み）　②　利用調整　③　内定　④　面接・健診
⑤　転入手続　⑥　転入手続き後、荒川区保育課に連絡　⑦　入園決定　⑧　入園

イ　申込み手続について

①　申込できる方

荒川区に転入予定がある方で住民票を移す前に申込みができるのは次の条件を全て満たす場合です。満たさない方は荒川区に住民票を移した後に申込みをしてください。

（ア）入園する月の初日までに荒川区内に住民票を移すことができる。
（イ）申込み時に荒川区へ住所を移すことが証明できる書類のコピーを提出できる。

②　具体的な手続内容

（ア）直接荒川区保育課にお申込みください。（仮申込み）
（イ）申込みは荒川区の定めた様式等により行います。
（ウ）入園する月の初日までに転入手続きをし、転入手続き完了後、荒川区保育課入園相談係まで電話にてご連絡をお願いします。転入が確認できた場合は、仮申込みの内容を本申込みとし取り扱います。
【内定した場合】入園前に、内定した保育園と日程調整のうえ、指定する日時に面接と健康診断を受ける必要があります。
【不承諾の場合】荒川区では入園申込みの有効期間を６か月としており、その間は引き続き利用調整の対象となります。

※転入後、転入する前にお住まいの自治体の認可保育園に継続して通うことを希望する場合

荒川区に転入後も、荒川区民として以前にお住まいの自治体の認可保育園に継続して通う場合、荒川区保育課において改めて手続き（「入所替え」といいます）が必要となります。（区民事務所等では受付できません）
お住まいの自治体から転出後の継続在園の可否、在園できる期間および条件等は各自治体により異なります。必ず事前にお住まいの自治体にご確認ください。

ウ 申込みに必要な書類（▶詳細はP．２５～２７参照）※記入していただく住所は、現住所でご記入ください。

① 保育所入所申込書
② 教育・保育給付認定申請書
③ 重要事項確認書兼同意書
④ 申込み児童の健康状況等について
⑤ 保育が必要な状況を証明する書類（就労証明書等、父母それぞれ必要です）
⑥ 転入誓約書
⑦ 荒川区へ住所を移すことが証明できる書類の写し
・賃貸・売買契約書等が該当します。
・契約締結日は申込み締切日までの日付となっている必要があります。（４月１次申込については、P．６をご確認ください。）
・申込み締切日までの契約締結が必要です。
・入居日・引き渡し日は入園する月の初日までになっている必要があります。
・親戚の家・実家等に入居する場合は不要です。
⑧住民税納税通知書または住民税課税（非課税）証明書のコピー

申込み月	必要な方	必要書類
令和８年４月～ 令和８年８月	令和７年１月１日現在の住民登録が荒川区でない方	令和７年度住民税納税通知書または 令和７年度住民税課税（非課税）証明書
令和８年９月～ 令和９年１月	令和８年１月１日現在の住民登録が荒川区でない方	令和８年度住民税納税通知書または 令和８年度住民税課税（非課税）証明書

※上記以外にも該当する方は別途書類が必要になる場合があるので必ずP．２５～２７「入園申込に必要な書類」をご確認ください。
※荒川区へ転入後、６５歳未満の祖父母と同居する場合は、利用調整において指数が－６点減点となります。ただし、同居の祖父母の方が就労している際は減点となりませんので、就労している場合は、就労証明書をご提出願います。詳しくはお問い合わせください。

（２）荒川区へ転入する予定がない場合

荒川区へ転入（住民票を移す）の予定がない場合、以下のお申込み条件および利用調整の条件がございますので、確認をお願いします。なお、要件を満たす方のみが申込できます。

申込条件	
クラス年齢	在勤ルール
０～３歳児クラス	申込の時点で保護者いずれか一方が荒川区内で在勤（働いている）している方のみ申込できます。
４、５歳児クラス	どなたでも申込できます。

利用調整条件	
利用調整ルール	指数の減点
荒川区民（転入予定ありの方を含む）の利用調整後、希望園に２枠以上空きがある場合に利用調整の対象になります。 （なお、４月入園の場合２次の利用調整から対象です）	荒川区内で在勤している場合は－４点、在勤していない場合は－８点となります。

ア 申込み～入園までの流れ【利用調整で内定となる場合の例】

①お住まいの自治体に申込み書類を提出（※必要書類・様式は荒川区のもの）
②お住まいの自治体から荒川区へ申込書類到達
③利用調整　④内定　⑤面接・健診　⑥入園決定　⑦入園

イ 申込み手続について

①お住まいの自治体に申込み書類をご提出ください。
※荒川区の締切日の１０日前を目安にご提出ください。
※申込み書類が期日までに荒川区へ到達した場合でも、書類の不備が見つかった場合等により、希望の月からの入園が難しい場合があります。
②申込みは荒川区の定めた様式等により行います。
③内定した場合
入園前に、内定した保育園と日程調整のうえ、指定する日時に面接と健康診断を受ける必要があります。
④不承諾の場合
荒川区では入園申込みの有効期間を６か月としており、その間は引き続き利用調整の対象となります。

（３）申込み児童の健康状況に気になることがある/現在特別支援の対応をしている場合

ア 荒川区では、集団生活の中で特別な配慮が必要なお子さんについて、お子さんの健全な成長および発達を促すことを目的に、特別支援児保育の制度があります。

イ 発達に心配があるお子さん・すでに障害等の診断をされているお子さん・在園中の保育園で疾病等の状況によりクラス担任以外の補助的な大人がついている場合は、荒川区での特別支援児保育の実施のため、以下の（ウ）のとおり保育コンシェルジュによる事前面談を必ず行ってください。

ウ 面談は、入園申し込みの前に、電話等で保育コンシェルジュへの相談予約をお取りいただき、お子さんを同伴の上、荒川区役所２階保育課入園相談係の窓口までお越しください。その際、お子さんの様子を聞きとるだけでなく、直接関わらせていただく場合がありますので、お子さんの同伴を必ずお願いいたします。

（４）育児休業を継続する予定がある場合の特例

現在（転入前に）お住まいの自治体で上の子のみ認可保育園に預けており、下の子の育児休業中で、荒川区へ転入後も育児休業の継続を希望する場合は、利用調整において両親ともに「求職中」と同等の指数として取り扱います。

※認可保育園に預けている場合のみが該当します。認可外保育施設は該当しません。

※入園月まで切れ目なく継続して認可保育園に在籍している場合のみ該当します。すでに退園されている場合や退園してしまった場合は該当しません。この特例に該当して申し込み後、荒川区の認可保育園入園が不承諾となってしまった際には、転入前に通っている保育園の在園の継続のため荒川区保育課へ継続入園の手続きを必ず行ってください。

9　荒川区から荒川区外の認可保育園への入園申込みについて

（１）荒川区外へ転出予定がある方

ア 申込み先

転出先自治体の保育担当課

※詳細については転出先自治体へお問い合わせください。

※転出先自治体によっては、荒川区経由で申込むようご案内される場合がありますが、荒川区では転出予定のある方には転出先への直接申込みをお願いしておりますので、その旨をお伝えください。

イ 申込み期限

申込み期限は自治体や申込む利用希望月などによって異なります。詳細については転出先自治体にお問い合わせください。

ウ 申込み書類

必要書類や様式は自治体によって異なります。必ず事前に転出先自治体にお問い合わせください。

エ 転出後の手続き

①荒川区から転出後速やかに転出先自治体への転入の届出と転出先自治体の住民としての改めての申込みが必要です。転出先自治体で手続きを行わないと内定が取消しとなる場合があります。詳細については転出先自治体にお問い合わせください。

②荒川区の保育園に通っており、転出先自治体の保育園に通うことが決まった方は、速やかに「保育実施解除申請書（退園届）」をご提出ください。

※転出後も荒川区の認可保育園に継続して通うことを希望する場合の条件等

① 原則として転出した場合は、転出月の月末で退園となります。

② 転出後も、転出先自治体の住民として荒川区の認可保育園に継続して通う場合、転出先自治体において手続き（「入所替え」といいます）が必要となります。必ず転出月の月末までに転出先自治体の保育担当課へお申し込みください。

在園できる期間や条件などは以下のとおりです。

（ア）令和８年度に３～５歳クラスに在園中の児童は卒園するまで。

（イ）令和８年度に０～２歳クラスに在園中の児童は、同年度３月３１日まで。

（ウ）令和８年度に０～２歳クラスに在園中であって、保護者どちらかが荒川区に現に在勤中の方は卒園まで。在勤中でなくなった場合はその年度内のみ。

（２）荒川区外へ転出予定がない方

入園を希望する保育園のある自治体の保育担当課へ申込方法、申込書類や手続きの流れをお問合せください。申込書類は申込み先自治体の締切日の１０日前を目安に荒川区保育課へ提出してください。

※申込みの流れ例

① 荒川区に申込み書類を提出　※必要書類・様式は申込み先自治体のもの

② 荒川区から申込み先自治体へ申込み書類到達

③ 申込み先自治体にて利用調整

④ 以降の流れは申込み自治体によって異なります。

１０　入園申込みに必要な書類

追加で書類が必要なときは、個別にご案内します。
DL マークのあるものは荒川区ホームページに掲載しています。

様式は、右記二次元コードからダウンロードできます。
https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a037/kosodate/hoikuen/shorui.html

（１）申込む方全員が提出を必要とする書類

①	保育所入所申込書 **DL**	申込みのお子さん２人まで、１枚に記入できます。	１世帯１枚
②	教育・保育給付認定申請書 **DL**	既に認定されている方で、認定期間内の申込みであれば不要です。認定証をお持ちの場合は、ご持参ください。 保育を必要とする事由に変更があった場合、「教育・保育給付認定変更申請書」の提出が必要です。	申込みのお子さんの人数分必要
③	申込児童の健康状況等について **DL**	申込みのお子さん２人まで１枚に記入できます。	１世帯１枚
④	重要事項確認書兼同意書 **DL**	確認事項は、内容を理解した上で正確に回答してください。	１世帯１枚
⑤	保育が必要な状況を証明する書類 **DL**	保護者１人につき最低１通必要です。 詳細は下記（３）を確認してください。	１世帯につき１セット必要

（２）窓口で申込みをしない方は提出が必要な書類

⑥	申請書類チェックリスト **DL**		１世帯１枚
⑦	返信用封筒 ※電子申請の場合は不要	保護者の宛名を書いたもの。 切手は貼らないでください。	１世帯１枚

（３）保育が必要な状況を証明する書類

・各書類については、提出日の２か月以内に発行された書類を用意してください。再申込みをされる場合も、改めて提出が必要になります。
・保護者それぞれの状況にあわせて、ご用意ください。
※入園内定後、面談時に保育園から就労証明書の提出を求められることがあります。就労証明書は、提出前にコピーを取り、お手元に保管しておいてください。

保護者の状況	必要書類	備考
就労中	就労証明書 **DL**	就労先での証明が必要です。 ※就労時間が不規則な場合は、シフト表やスケジュール表等も併せて提出してください。
就労中（自営業）	・就労証明書 **DL**	
	・事業内容が確認できる書類（例）営業許可証、開業届、商業登記簿謄本、申告書等の写し	事業主または三親等以内の親族が経営している会社にお勤めの方は自営業としての書類が必要です。

保護者の状況	必要書類	備考
就労中（育児休業中）	・就労証明書 **DL**	就労先での証明が必要です。
	・育児休業給付金支給決定通知書の写し （公務員の方は育児休業手当金支給決定通知書の写し）	育児休業給付金支給決定通知書は、直近のもの１部 （▶Ｐ．２７「添付書類（参考）」参照） ※申請中等で通知書が発行されていない場合は ・「雇用保険被保険者証」 ・「育児休業給付金支給申請書」などの写しを提出し、通知書が発行され次第、速やかに写しを提出してください。
就労内定	就労証明書 **DL**	内定先での証明が必要です。
求職中	求職活動状況申告書 **DL**	就労が決まり次第、就労証明書を提出してください。
就学・技能習得	在学証明書および時間割等	月１２日、１日４時間以上の通学、通所を要するもの。
出産を予定している	母子手帳の写し	表紙と分娩予定日の記載のあるページをコピーしてください。
保護者が病気、または精神疾患（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方を含む）	荒川区指定の様式の診断書 **DL**	荒川区指定の様式に医師が記入したものをご用意ください。
保護者が心身障がい等	身体障害者手帳または愛の手帳（東京都療育手帳）の写し	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は区指定の診断書をご提出ください。
保護者が介護をしている	・介護に関する申立書 **DL** ・被介護者の診断書等	介護に関する申立書は、荒川区指定の様式でご用意ください。
ひとり親の方	戸籍謄本の写しまたは児童扶養手当証書の写し等	ひとり親であることおよび子どもの親権について確認できる部分が必要です。

（４）該当する方は提出が必要な書類

保護者・児童の状況	必要書類	備考
６５歳未満の同居している祖父母がいるが、保育ができない	保育が必要な状況を証明する書類	住民票上は別世帯であっても、同じ住宅に居住している場合、必要です。 書類がなくても申込みはできますが、利用調整において、減算指数（－６点）の対象になります。（▶Ｐ．３０参照）
認可外保育施設（認証保育所、保育ママ、ベビーシッター等）・親族等に預けている	受託証明書 **DL**	受託先での証明が必要です。 （認可保育園、幼稚園に在籍中の場合は不要です。）
みなし育児休業としての利用調整を希望する方	産後休暇復帰誓約書 **DL** または職場復帰誓約書 **DL**	Ｐ．９（３）出産・育児に伴い休業している方で、育児休業を取得できず休職中の方
外国籍の方	在留カードの写し（両面）	同居している方全員分。就労要件（就労内定含む）での申込みの場合は、就労可能の記載が必要です。
転入予定の方	・転入誓約書 **DL** ・転入先の賃貸・売買契約書の写し	契約日は申込み締切日まで、引渡し日は入園希望月初日までになっている必要があります。

申込み月	必要な方	必要書類
令和８年４月 ～令和８年８月	令和７年１月１日現在 国外居住の方	令和６年１月～１２月までの所得を証明するもの （収入申告書 **DL**）
令和８年９月 ～令和９年１月	令和８年１月１日現在 国外居住の方	令和７年１月～１２月までの所得を証明するもの （収入申告書 **DL**）
令和８年４月 ～令和９年１月	生活保護を受けている方	生活保護受給証明書 **DL**

※荒川区で課税されていない方の住民税情報は、マイナンバー制度における情報連携により荒川区で確認します。ただし、情報連携にて確認ができない場合、課税（非課税）証明書等の提出を求めることがあります。

（５）添付書類（参考）

①「育児休業給付金支給決定通知書」　　育児休業中の申込みの方

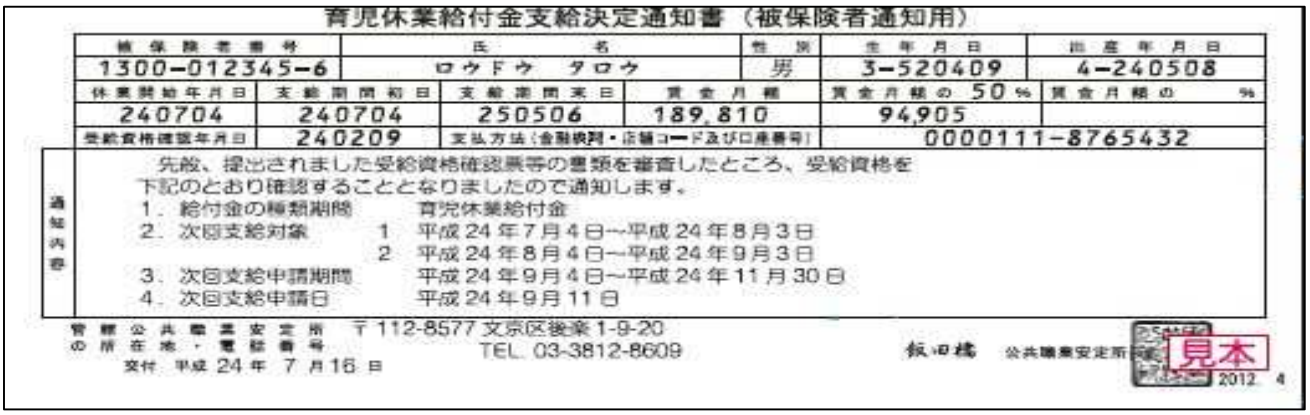

育児休業給付金支給決定通知書（被保険者通知用）

被保険者番号	氏名	性別	生年月日	出産年月日
1300-012345-6	ロウドウ タロウ	男	3-520409	4-240508

休業開始年月日	支給期間初日	支給期間末日	賃金月額	賃金月額の 50 %	賃金月額の %
240704	240704	250506	189,810	94,905	
受給資格確認年月日	240209	支払方法（金融機関・店舗コード及び口座番号）		0000111-8765432	

通知内容

先般、提出されました受給資格確認票等の書類を審査したところ、受給資格を下記のとおり確認することとなりましたので通知します。

1．給付金の種類期間　育児休業給付金
2．次回支給対象　1　平成 24 年 7 月 4 日～平成 24 年 8 月 3 日
　　2　平成 24 年 8 月 4 日～平成 24 年 9 月 3 日
3．次回支給申請期間　平成 24 年 9 月 4 日～平成 24 年 11 月 30 日
4．次回支給申請日　平成 24 年 9 月 11 日

管轄公共職業安定所の所在地・電話番号　〒112-8577 文京区後楽 1-9-20　TEL 03-3812-8609
交付 平成 24 年 7 月 16 日
飯田橋　公共職業安定所長　印　見本　2012 4

※育児休業給付金申請中の方で、支給決定通知書が手元に届いていない場合、「雇用保険被保険者証」（写し）を暫定的にご提出いただき、支給決定通知書は、後日ご提出ください。

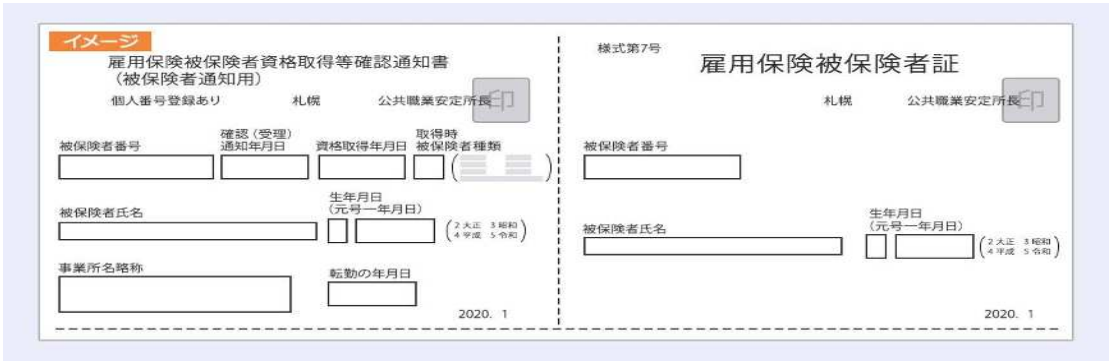

イメージ

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
（被保険者通知用）
個人番号登録あり　札幌　公共職業安定所長　印
被保険者番号　確認（受理）通知年月日　資格取得年月日　取得時被保険者種類
被保険者氏名　生年月日（元号一年月日）（2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和）
事業所名略称　転勤の年月日
2020. 1

様式第7号
雇用保険被保険者証
札幌　公共職業安定所長　印
被保険者番号
被保険者氏名　生年月日（元号一年月日）（2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和）
2020. 1

② 申告書（法人事業概況説明書）　　自営業の方

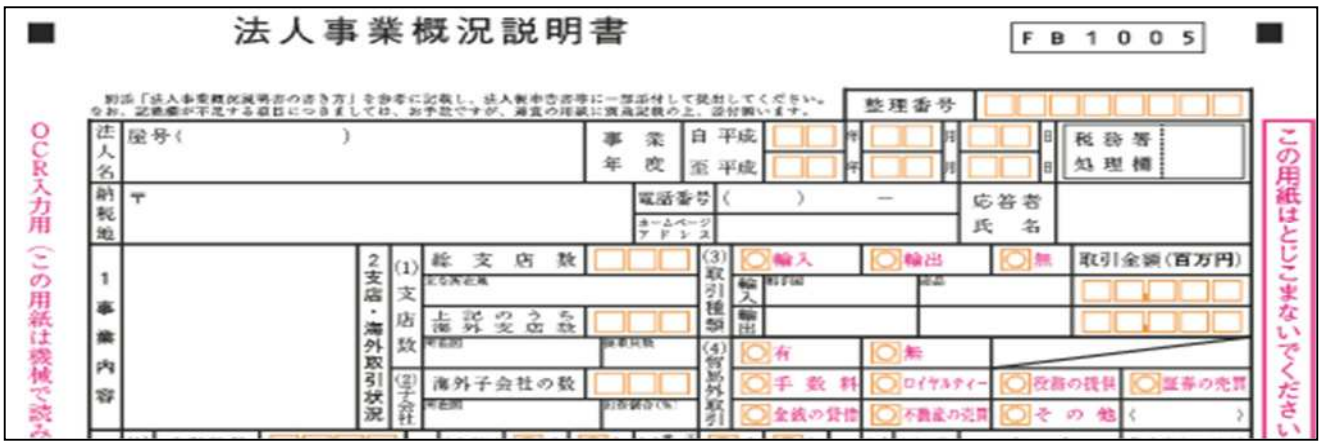

法人事業概況説明書　FB1005

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に適当記載の上、添付願います。

整理番号
法人名　屋号（　）　事業年度　自 平成　至 平成　税務等処理欄
納税地　〒　電話番号（　）－　ホームページアドレス　応答者氏名
1 事業内容
2 支店・海外取引状況　(1)支店数　総支店数　上記のうち海外支店数　(2)子会社　海外子会社の数
(3)取引種類　輸入　輸出　無　取引金額（百万円）　輸入　輸出
(4)貿易外取引　有　無　手数料　ロイヤルティー　役務の提供　証券の売買　金銭の貸借　不動産の売買　その他（　）

OCR入力用（この用紙は機械で読み

この用紙はとじこまないでください

１１　荒川区保育利用調整基準

（１）申込み者が多い時、内定者はどのように決まるの？

空き枠数を超えた申込みがあったときに、利用調整（審査）を行います。世帯指数の高い方を優先にして、入園の内定者を決定します。

（２）世帯指数ってなに？

保育の必要性を、世帯の状況から客観的に数値化したものです。例えば、保護者が就労している場合、就労の日数と時間で指数が決まります。就労以外でもそれぞれ指数があります。保護者の基準指数に調整指数を合算したものが世帯指数です。

（３）世帯指数の算定方法

保護者のそれぞれの基準指数と調整指数を合算します。

保護者①基準指数　＋　保護者②基準指数　＋　調整指数　＝　その世帯の合計指数

基準指数…▶Ｐ.２９参照　　調整指数…▶Ｐ.３０参照

・死亡・離別等の理由でひとり親世帯の場合は、保護者の指数に
　指数２０を加算したのち調整指数を加えて、その世帯の合計指数とします。

保護者基準指数　＋　２０　＋　調整指数　＝　その世帯の合計指数

・保護者が保育に当たれない要件（類型）（▶Ｐ．２９【表１】参照）が２つ以上ある場合は、原則的に主たる要件を基準指数とします。
・基準指数類型の居宅外・居宅内労働は、就労実績をもとに基準指数の算定をします。
・１か月以上の就労実績が確認できない場合は、就労内定の基準指数とします。
・申込後に状況が変わった方は、原則として各月の申込締切日時点（４月１次は１２月１０日、４月２次は２月１０日となります。）を基準とし、指数を決定します。
・荒川区民でない場合、荒川区民（転入予定者を含む）の利用調整後２枠以上空きがある場合に利用調整の対象となります。
・離婚調停を行わず、単に別居中の場合は、保護者の指数をそれぞれ算出するため、就労証明書等、保育が必要な状況を証明する書類が必要です。
・離婚が成立していても、同居している場合は、保護者の指数をそれぞれ算出するため、就労証明書等、保育が必要な状況を証明する書類が必要です。

（４）世帯指数が同じだったときは、どのように判断するの？

同一園で入園希望者の世帯指数が並んだ場合、優先順位の高い方から入園を内定します。
（▶Ｐ.３１参照）

（5） 基準指数 【表1】

類型	細目		実施期間	指数
居宅外労働	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態	雇用期間が終了する月の末日まで	20
		月 120 時間以上 160 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態		18
		月　80 時間以上 120 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態		16
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		18
		月　96 時間以上 128 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態		16
		月　64 時間以上　96 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態		14
	月 12 日以上	月　96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		16
		月　72 時間以上　96 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態		14
		月　48 時間以上　72 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態		12
居宅内労働	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		20
		月 120 時間以上 160 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態		18
		月　80 時間以上 120 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態		16
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		18
		月　96 時間以上 128 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態		16
		月　64 時間以上　96 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態		14
	月 12 日以上	月　96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態		16
		月　72 時間以上　96 時間未満(1 日 6 時間以上 8 時間未満)の就労を常態		14
		月　48 時間以上　72 時間未満(1 日 4 時間以上 6 時間未満)の就労を常態		12
	内職	月 20 日以上月 80 時間以上(1 日4時間以上)月収 5 万5千円以上の内職を常態		15
		月 12 日以上月 48 時間以上(1 日4時間以上)月収 3 万5千円以上の内職を常態		11
就労内定または求職中	月 20 日以上	月 160 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定	3か月以内	15
		月 80 時間以上 160 時間未満(1日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定		13
	月 16 日以上	月 128 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定		13
		月 64 時間以上 120 時間未満(1日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定		11
	月 12 日以上	月 96 時間以上(1 日 8 時間以上)の就労を常態とする内定		11
		月 48 時間以上 96 時間未満(1日 4 時間以上 8 時間未満)の就労を常態とする内定		9
	求職のため日中の外出を常態			8
・就労時間には休憩時間を含む。 ・育児短時間就労を取得中または取得予定の場合でも、正規の就労時間を基に基準指数を算定する。				
就学・技能習得（※1）	・学校教育法に定める学校等、国・都・市町村設置の職業訓練施設等で就職又は事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合 ・就職または事業開始に必要な技能習得中で昼間、外出を常態としている場合		必要としなくなった月の末日まで	16
	語学習得のための各種専門学校等に通学している場合			10
※1　就学・技能習得のため現に保育に当たることができない場合で、原則として昼間（保育園開園時間中）月 12 日以上、1 日 4 時間以上の通学・通所を要するものをいう。				
妊娠・出産	出産前後で休養を要するために保育が困難な場合		5か月以内	12
疾病・心身障害等	疾病	入院	必要としなくなった月の末日まで	20
		在宅　寝たきり		20
		在宅　精神性疾患・感染性疾患		20
		在宅　一般療養		16
	心身障害等	身障手帳（身体障害者手帳）1級・2級 愛の手帳（東京都療育手帳）1度・2度・3度		20
		身障手帳（身体障害者手帳）3級 愛の手帳（東京都療育手帳）4度		16
		身障手帳（身体障害者手帳）4級		12
介護	付添い介護	通院・通所等で週3日以上の介護		16
	自宅療養	居宅内での寝たきり高齢者・重度心身障害者等の常時介護		20
		上記以外		14
災　害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に欠ける場合			20
両親不存在	死亡・行方不明・拘禁等			20

・基準指数の表に掲げるものの外、明らかに保育を必要と認められる場合は、該当案件ごとに基準指数を算定する。

（６）　調整指数

減算指数		
個人	就労先（仕事場）に申込児を同伴している場合（ただし、就労実績およびそれに伴う収入の証明がある場合を除く。）	－１
個人	居宅内自営で協力的な仕事（※２）の場合（就労内定も含む）	－１
世帯	同居またはそれに準ずる祖父母（６５歳未満）が無職で申込児の補完的な保育を行うことができる場合（※３）	－６
世帯	区外在住者（区内在勤）	－４
世帯	区外在住者（区外在勤）	－８
世帯	在園児または卒園児が正当な理由なく過去６か月分以上の保育料を滞納している場合	－２０

加算指数		
個人	生活保護世帯で収入の拡大につながる就労等（※４）の場合	４
個人	ひとり親世帯（死亡・離婚・未婚・拘禁など）の場合	４
個人	月２０日以上１日６時間以上の就労を常態とする就労内定のうち正社員（※５）として内定している場合	２
世帯	育児・介護休業法に基づく育児休業を２年以上取得することにより一時退園し、育児休業明けに再入園する場合	４
世帯	入所の時点で育児・介護休業法に基づく育児休業またはそれに準ずる制度等を２年以上利用している場合（※６）	２
世帯	申込児以外のきょうだいが入園希望園に在園中（卒園予定児を除く）の場合	２
世帯	申込児が年齢上限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育を卒園する際の申込み（入園後も育児休業を継続する世帯を含む） （注）４月入所申込みのみ適用	４
世帯	児童福祉の観点から配慮を要する場合	４

・個人、世帯の区分について、個人は保護者のうち該当者を調整し、世帯は保護者全員の合計指数を調整します。

・表中の文言は次の定義によります。

※２…協力的な仕事とは、就労時間の拘束性や給与の支給水準などから仕事の実態を総合的に勘案し、仕事への専念度が中心者よりも低いと判断される場合をいう。

※３…同居の祖父母の方（６５歳未満）が就労（週３日、１日４時間以上）、疾病・介護等で補完的な保育ができない場合、就労証明書等の提出により減算しない。

※４…就労等とは、居宅外労働、居宅内労働、就労内定・求職中、就学・技能習得の状態をいう。

※５…正社員とは、雇用期間の定めが無く、長期雇用を前提とした雇用契約を結ぶ場合をいう。

※６…起算日は加算対象児童の出生日とし、申込締切日時点で育児休業中である場合は当該育児休業が入所月まで引き続くものとして算定する。

（７）　同一指数となった場合の優先順位　　【表２】

順位	内　　容
1	危険性・緊急性が高く特に配慮が必要な世帯
2	きょうだいが入園希望園に在園（卒園児除く）している
3	申込児が年齢上限のある認可保育園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員を卒園する際の申込み（入所後も育休を継続する世帯含む）
4	両親不存在
5	ひとり親世帯
6	生活保護世帯（基準指数の類型が居宅外労働、居宅内労働、就労内定・求職中、就学・技能習得の場合）
7	基準指数の類型が疾病・心身障害等、介護、災害で配慮が必要な世帯
8	区内の認可保育園（私立・公設民営）、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員で就労(内定含む)している、または産休(育休)復帰する
9	きょうだい同時申込み
10	申込児を有償で認証保育所、保育ママ、ベビーシッター、その他の認可外保育室、職場内託児所に預けて就労中
11	①申込締切日までに就労開始または育休（産休）復帰している（転園を含む） ※以降、入所日まで就労を継続するものとする ②申込児を有償で認可外保育施設に預けて就労中だが、受託証明書の提出がない
12	①入所後１か月以内に育休復帰する ②産後休暇明けに職場復帰する
13	１～１２のいずれにも該当しない場合（就労内定・求職・その他）
14	表３の項目１に該当する項目がある場合（優先順位８～１３の世帯に適用）

※複数の項目に該当する場合は、一番高い順位の項目が適用されます。

（８）【表２】の優先順位が並んだ場合、下記の順に決定します　　【表３】

	内　　容
1	下記のいずれにも該当しない方 ①同一年度内の入所内定で、内定辞退をしている ②就労証明書、給与明細書等で３か月の就労実績が確認できない ③就労時間と就労実績に整合性がない ④入所後、新しく生まれた子のために育児休業を取得する 　ただし、出産予定日が入所希望月からみて妊娠・出産要件の範囲内、かつ、入所時の誓約・同意内容（産後復帰・育休復帰等）を遵守している場合 ⑤育児休業給付金支給決定通知書の提出がない（申請中等で通知が発行されていない場合は「雇用保険被保険者証」、「育児休業給付金支給申請書」等の写しでも可） ⑥受託証明書と就労証明書の内容に整合性がない、また、受託先の確認が取れない ⑦所得証明書類の提出がない（区市町村民税未申告を含む） ⑧追加書類の提出期限を守っていない ⑨年齢上限のある認可保育園、小規模保育、家庭的保育、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育の卒園に伴う申請で、入所後１か月以内に育休復帰しない ⑩みなし育児休業に該当する　詳細はP．９（３）をご参照ください。 --- ①～⑩で該当項目がある場合 表２の優先順位が１～７の世帯…同じ順位で並んだ場合、該当する項目に応じて優先度が下がります。 表２の優先順位が８～１３の世帯…表２の優先順位を１４とした上で、当初の優先順位や該当する項目に応じて優先度が下がります。
2	複数園希望（新規入園の申込みのみ）
3	保育料の階層（階層が低い方が優先となります）
4	区民歴が長い(保護者のうち、継続した区民歴が長い方を基準とします)
5	申込児に障がいがある（各種障がいに関わる手帳や福祉サービス受給者証等の提出が必要です）
6	その他家庭状況（保育料の滞納の有無など）

１２　保育園に入園した後は

（１）保育園に在園できる期間（保育の実施期間）

保育園に在園できる期間（保育の実施期間）は保護者の状況により異なります。（▶Ｐ．３「（４）保育の必要性における認定事由別の必要量区分と認定期間」参照）

（２）次の場合は退園となります



・保育の必要性の認定（▶Ｐ．２参照）に該当しなくなった場合
・家庭での保育が可能になった場合
・荒川区外へ転出した場合(▶引き続き荒川区の保育園に通う場合はＰ．２４(１)エ 参照)
・妊娠・出産要件で入園した方は認定期間満了後（他の要件に変更することはできません）
・入園申込み中に育児休業を取得している方、またはみなし育児休業に該当する方が、入園後１か月以内に職場復帰できない場合（年齢上限のある認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、定期利用保育の卒園に伴う申込みで入所した児童を除く）、また、申込み時に申告した就労時間・就労日数と異なる状況で復職した場合
・就労要件で入園した方で、入園後に自己都合で仕事を変えたり、就労日数や就労時間を減らした場合
・就労内定または求職要件で入園した方で、３か月以内に入園時の入所決定指数と同条件の就労ができない（就労内定）、３か月以内に月１２日以上１日４時間以上の就労を開始できない場合（求職要件）
・入園申込書類（就労証明書等）の虚偽が確認された場合
・在園しているお子さんが２か月を超えて登園しない場合
・既にお子さんが在園している方で、下のお子さんを出産し、下のお子さんが満２歳になった年の年度末の翌月を超えて育児休業を取得する場合（育児休業を取得できずに、出産に伴い休職する方は下のお子さんが満１歳になった年の年度末の翌月を超えて休職する場合）

（３）入園後に妊娠がわかった場合のお子さんの在園期間について

・新たに生まれた下のお子さんの育児のために休業（自営業等）する場合、既に保育園に通っているお子さんについても、ご家庭での保育ができる状況となり、保育園での保育の必要はなくなります。このことから、原則として保育園は退園となりますが、特例として下のお子さんが１歳になった年度末の翌月までは、休業中でも保育園に通うことができます。
※下の子の入園を希望している場合、利用調整においては、**休業・休職前の職場に復職する場合に限り、出産から１年を経過するまでは、休業・休職前の実績を元に審査します。**（▶Ｐ．９「(３)出産・育児に伴い休業している方、育児休業を取得できず休職中の方」参照）
・新たに生まれた下のお子さんの育児のために育児休業（会社員等）を取得する場合、下のお子さんが２歳になった年度末の翌月までは、育児休業中でも、保育園に通うことができます。

（４）入園後に転職する場合

①入園初年度に転職する場合
・利用調整時と異なる就労条件で転職した場合、退園となります。
・入園初年度の転職を検討している場合は、保育課入園相談係までご相談ください。
②入園翌年度以降に転職する場合
・離職した日の翌月から求職要件での保育となります。
・きょうだいで上の子が１年以上在園しており、下の子が新たに入園した場合には、新たに入園した子の「① 入園初年度に転職する場合」が適用されます。
・転職後の就労条件も、就労日数は月１２日かつ１日４時間以上であることが必要です。

（５）入園後に家庭の状況が変わったら

・入園後も家庭で保育できない状態が続いていることが必要です。
・次のような場合は必ず保育課入園相談係または通っている保育園まで届出をしてください。届出には「教育・保育給付認定変更申請書」やその内容に応じた書類が必要です。

変更事項	必要書類
区外へ転出するとき （▶引き続き荒川区の保育園に通う場合は Ｐ.２４（１）エ 参照）	退園届 （退園予定月の２０日までに提出してください。）
区内で転居したとき	住所変更届
就労先や就労時間が変わったとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・就労証明書 ※自営業を開始する際は、事業内容を確認できる書類（開業届や営業許可書など）も併せて提出してください。
育児休業を取得したとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・就労証明書
産後休暇または育児休業から職場復帰したとき	職場復帰証明書
妊娠・出産したとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・母子手帳 （分娩予定日が記入されているページの写し）
離婚したとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・戸籍謄本（写し）
結婚したとき	・教育・保育給付認定変更申請書 ・配偶者の就労証明書等

※保育の必要性の認定事由等に変更が生じる場合、上記に加えて現在お持ちの教育・保育給付認定証を添付してください。変更後の認定事由に応じて改めて教育・保育給付認定証を交付します。
※保育の必要性の認定変更を申請した場合、申請があった月の翌月（月の初日に申請した場合のみ申請月）から変更を適用します。
※ご家庭で保育ができない状況を確認するために、年１回「教育・保育給付認定現況届」と「就労証明書」等を提出していただきます。また、その他必要に応じて保育課入園相談係で調査をしますのでご協力ください。

１３　保育時間

認定された時間＝保育時間ではありません。具体的な保育時間は、保護者の就労時間並びに通勤時間等の状況に応じて、入園する保育園と協議の上、決定します。
その際、保育時間の確認のため、職場復帰後の勤務時間を記載した就労証明書等を改めて保育園に提出することが必要な場合がありますので、予めご了承ください。

（１）標準時間認定の世帯

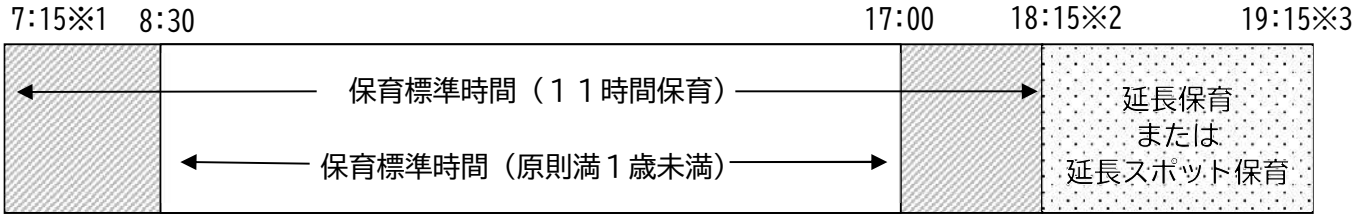

①保育標準時間（１１時間保育）

７：００ ※1　～　１８：００ ※2
７：１５ ※1　～　１８：１５ ※2
７：３０ ※1　～　１８：３０ ※2
・※１、※２、※３は、各園の開所時間によります。
（▶P.１７～２０認可保育園一覧「１１時間保育対象年齢」参照）

②保育標準時間（０歳児クラスに関する注意事項）

満１歳未満のお子さんの１１時間保育の開始月齢は、園によって異なります。０歳クラスで入園希望の方は、必ず各園の１１時間保育の開始月齢をご確認ください。（▶P.１７～２０認可保育園一覧「１１時間保育対象年齢」参照）

③延長保育

・満１歳以上のお子さんが対象です。
・利用時間は、実施園により異なります。（▶P.１７～２０認可保育園一覧「延長保育」参照）
・延長保育希望者が定員を超えた場合、利用できないことがあります。
・利用を希望する方は、延長保育申込書と就労証明書で事前に申請が必要です。
希望する月の前月２０日までに保育園に提出してください。
・定員に空きがある場合でも、就労日数・時間等により利用が認められないことがあります。
・転園の場合、転園先の保育園で改めて申込みが必要です。
・利用の際は延長保育料がかかります。（▶P.３７～３８参照）
・区立・公設民営保育園の延長保育料は、荒川区が請求します。
・私立保育園・認定こども園の延長保育料は、各園で定めています。直接保育園へお問い合わせください。

④延長スポット保育

保護者の就労等に伴う臨時的な延長保育を実施しています。定員は延長保育の空枠又は１１時間保育の空枠分を利用します。
※かんかんもり保育園、フレンズ保育園、ハローフレンズ保育園では、１８：１５までの実施です。

▼区立保育園・公設民営保育園

対象年齢	満１歳以上
利用時間	月～金曜日までの開園時間
利用できる日数	一世帯当たり月８回（８日）まで
利用料金 （園児一人当たり）	階層区分に関係なく、下記の利用料金が発生します。 ３０分ごとに４００円
支払い方法	保育園から納入通知書を渡しますので、金融機関の窓口でお支払いください。

※支払いを確認できない場合、次回の利用ができません。
※公設民営保育園に関しては各園の指定する方法でお支払いください。

▼私立保育園
各園にご確認ください。

（２）短時間認定の世帯

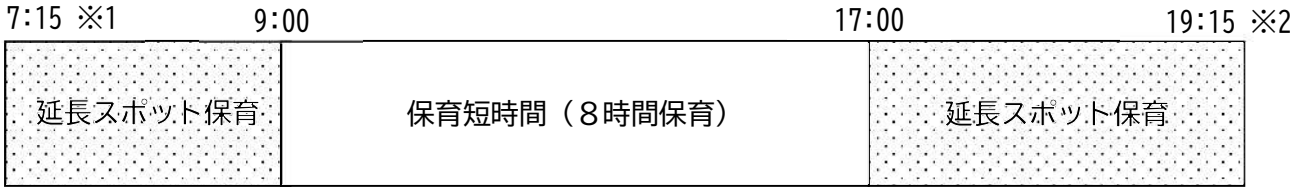

※１、※２は、各園の開所時間によります。
（▶Ｐ.１７～２０認可保育園一覧「１１時間保育対象年齢」参照）

① 保育短時間（８時間保育）

９：００～１７：００
・求職、疾病要件の方、また育児休業中の方はこの保育時間となります。
・就労要件の方でも、就労時間や通勤時間により、短時間認定となります。

（３）土曜日保育

土曜日保育が利用できるのは、原則として保護者全員が土曜日に就労の場合のみです。
臨時的に土曜日保育を希望するときは、土曜日保育専用就労証明書（保護者全員分）の提出が必要です。
土曜日保育専用就労証明書は各園にあります。
※おはな保育室では実施していません。
※オランジェナーサリー（分園）は、オランジェナーサリー（本園）で実施しています。
※かんかんもり保育園は、系列園の夕やけこやけ保育園で実施しています。
※フレンズ保育園、ハローフレンズ保育園は、系列園のキッズあおぞら保育園で実施しています。

１４　保育料

（１）認可保育園保育料の無償化について

令和７年９月１日より０歳から２歳までの第１子の認可保育園保育料の無償化を実施します。これにより、認可保育園を利用する全ての世帯を対象に保育料が無償となります。
ただし、延長保育および延長スポット保育の利用料につきましては、無償化対象外となります。

（２）階層の決定方法

延長保育料の決定、運営費の算定、利用調整のため、階層の判定は引き続き行います。保護者全員の住民税のうち、区市町村民税所得割額の合計に基づき階層区分が決まります。区立保育園・公設民営保育園の延長保育料は、階層に応じて決定します。

保護者①区市町村民税所得割額　＋　保護者②区市町村民税所得割額
＝　世帯の区市町村民税の所得割額（Ａ）

（Ａ）が属する階層区分が、世帯の階層区分です（▶Ｐ．３７参照）

・住宅借入金等特別控除、ふるさと納税等の寄付金控除、配当控除、外国税額控除等の税額控除は適用されません。
・令和７年度分の個人住民税で実施される定額減税については、適用されます。

（３）階層算定の基礎となる区市町村民税対象年度

保育料（階層）の算定基礎となる区市町村民税の対象年度は表のとおりです。

令和８年度保育料（階層）	算定基礎となる区市町村民税の年度
令和８年４月～令和８年８月	令和７年度分の区市町村民税額
令和８年９月～令和９年３月	令和８年度分の区市町村民税額

※年度途中に申告内容を修正するなど、区市町村民税額が変更になった場合は、階層が変更になる可能性があるので、保育課入園相談係まで問い合わせてください。

・祖父母等親族と同居の世帯の方
保護者全員が区市町村民税非課税の場合、同居している祖父母等がいれば、祖父母等のうち区市町村民税が高い方の税額で保育料（階層）を決定します。

・過去１～２年の間に荒川区に転入された方
荒川区で課税されていない方の住民税情報は、マイナンバー制度における情報連携により荒川区で確認します。ただし、情報連携にて確認ができない場合、課税（非課税）証明書等の提出を求めることがあります。

・海外就労の期間がある方
保護者が海外就労等で区市町村民税の課税対象外である場合は、海外での収入に応じて保育料（階層）を決定します。収入申告書を保育課入園相談係へご提出ください。

（４）階層および延長保育料（月額）

【単位:円／月額】

※以下の延長保育料については、区立および公設民営保育園のものです。私立保育園・認定こども園の延長保育料については、それぞれの延長保育実施園で定めています。直接保育園へお問合せください。

所得等の状況			階層区分	区立・公設民営保育園　延長保育料		
				0～2歳児クラス	3歳児クラス	4・5歳児クラス
生活保護			A	0	0	0
住民税非課税			B	0	0	0
住民税均等割額			C	600	600	600
区市町村民税所得割額　合計額	1 ～	4,999	D1			
	5,000 ～	22,699	D2			
	22,700 ～	50,399	D3	900	900	900
	50,400 ～	58,799	D4			
	58,800 ～	66,599	D5			
	66,600 ～	84,599	D6	1,500	1,300	1,300
	84,600 ～	102,599	D7	1,900		
	102,600 ～	120,599	D8	2,100		
	120,600 ～	138,599	D9	2,300	1,500	1,500
	138,600 ～	156,599	D10	2,500	1,700	1,600
	156,600 ～	174,599	D11	2,700	1,800	1,800
	174,600 ～	192,599	D12	2,900	1,900	
	192,600 ～	210,599	D13	3,100	2,000	
	210,600 ～	228,599	D14	3,200	2,100	
	228,600 ～	246,599	D15	3,400	2,200	
	246,600 ～	255,599	D16	3,500		
	255,600 ～	264,599	D17	3,700		
	264,600 ～	273,599	D18	3,800		
	273,600 ～	282,599	D19	4,000		
	282,600 ～	327,599	D20	4,300		
	327,600 ～	372,599	D21	4,800		
	372,600 ～	417,599	D22	5,300		
	417,600 ～	478,399	D23	5,700		
	478,400 ～	539,199	D24	6,100	2,400	1,900
	539,200 ～	599,999	D25	6,500	2,500	2,000
	600,000 ～		D26	6,800	2,700	2,100

（５）延長保育料・延長スポット保育料の料金設定及び納付方法

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">延長保育料</th><th colspan="2">延長スポット保育料</th></tr>
<tr><th>料金の設定</th><th>納付方法</th><th>料金の設定</th><th>納付方法</th></tr>
<tr><td>区立保育園（区立こども園含む）</td><td rowspan="2">荒川区にて設定
▶Ｐ．３７参照</td><td rowspan="2">荒川区へ納付
（口座振替または納付書）
※１</td><td rowspan="2">荒川区にて設定
▶Ｐ．３４～３５参照</td><td>荒川区へ納付
（納付書のみ）
※１</td></tr>
<tr><td>公設民営保育園</td><td>各保育園へ納付</td></tr>
<tr><td>私立保育園</td><td colspan="2" rowspan="4">各保育園で料金を定め、各保育園へ納付
※各保育園に直接ご確認ください。</td><td colspan="2" rowspan="4">各保育園で料金を定め、各保育園へ納付
※各保育園に直接ご確認ください。</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td></tr>
<tr><td>小規模保育事業</td></tr>
<tr><td>家庭的保育事業</td></tr>
</table>

※１…区立保育園・区立こども園・公設民営保育園　延長保育料の納付について

・延長保育料は１か月単位でかかります。月途中で退園しても、１か月分延長保育料がかかります。
・口座振替をご希望の方は、ＷＥＢまたはアプリで口座登録ができます。ご希望の金融機関がＷＥＢまたはアプリでの口座登録に対応していない場合は、「荒川区保育園保育料口座振替（自動払込）依頼書」を記入し、ご利用の金融機関で手続きをしてください。依頼書は区役所保育課、保育園にあります。既に上の子が在園しており、同じ口座で振替希望の場合も再度手続きが必要になります。
・金融機関での手続き後、口座振替が開始されるまで、約２か月かかります。口座振替が開始されるまでは、納付書を送付しますので、お手元に届く限りは納付書でお支払いください。（二重払いとなることはありません。）
・納付書でお支払いの場合、金融機関の窓口でお支払いください。コンビニ収納は対応していません。
・延長保育料の納期限は月末です（月末が休日の場合は翌営業日となります）。
・正当な理由なく保育料を滞納した場合、地方税法の滞納処分の例（給与等の差押）により対処することがあります。また、長期間、保育料を滞納した場合、保育園を退園していただくことがあります。
・延長スポット保育料については、Ｐ．３４～３５「④延長スポット保育」を参照してください。

スマホでかんたん口座登録（荒川区ＨＰ）
https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a031/kenkouhoken/kokuho/web_koza.html
※区立保育園・区立こども園・公設民営保育園が対象です。

（６）給食費

①０～２歳児クラス
０～２歳児クラスの給食費は保育料に含まれています。令和７年９月以降、保育料無償化に伴い、給食費の負担はありません。

②３～５歳児クラス
幼児教育・保育の無償化に伴い、国の方針により、給食費（主食費・副食費）は実費徴収することとされています。しかし、荒川区においては、下の図のとおり区独自の公費負担により、徴収しません。

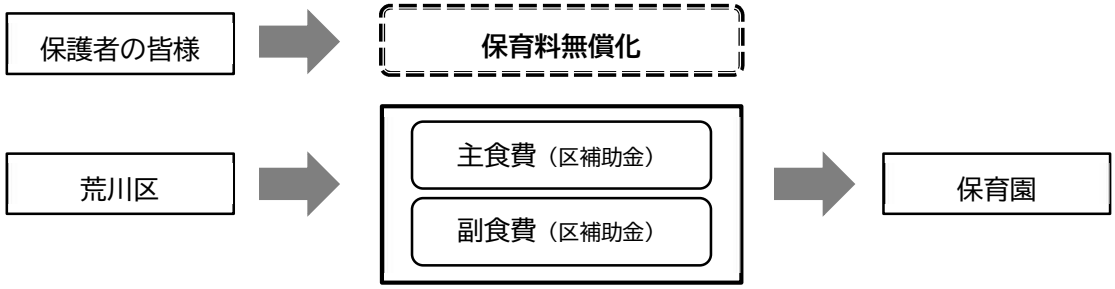

15 東京都認証保育所

〇認証保育所は、東京都が定める一定の設置基準を満たした、東京都の認証を受けた施設です。
〇認証保育所には、以下の二つの種類があります。
A型 … 主に駅前に設置されている保育所
B型 … 小規模で家庭的な保育所で、0～2歳児までの児童が対象です。

〇保育の要件（一般保育）
・原則として都内在住
・月に120時間以上の保育を必要とすること（A型のみ）

〇認証保育所の空き状況等は直接施設へお問い合わせください。
また、区のHPでも毎月お知らせしています。
〇0～2歳児については、荒川区内に住民票がある場合、出生順を問わず、原則無償化となります。
（令和7年9月以降）
〇3歳児～5歳児については、要件を満たしている世帯には補助金が出ます。詳細はお問い合わせください。

東京都認証保育所 A型（1園）※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

地図	施設名	定員	所在地 ・ 最寄駅	保育年齢	保育時間
（ア）	**花さと保育園** H17年4月1日設置 Animo Plus（株） 5850－5838	30	東日暮里5－42－10 日暮里アインスタワー203 （JR線 京成線、 日暮里・舎人ライナー 日暮里駅徒歩5分）	3か月～就学前	月～土 7:00～20:00

東京都認証保育所 B型（5園） ※入所の申込みや詳細は、各施設に直接お問い合わせください。

地図	施 設 名	定員	所 在 地 ・ 最 寄 駅	受入年齢	保育時間
（イ）	**かがや保育園** H14年4月1日設置 一般社団法人 北翔会 3806－0623	18	荒川1－17－3 （都電荒川線荒川区役所前駅 徒歩2分）	3か月～2歳児	月～土 8:30～17:00 延長保育 7:00～8:30 17:00～20:30 ※土曜は応相談

問合せ　保育課保育管理係
電話03-3802-3111　内線3822・3845

※内容は令和7年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

施設名	入園料	年齢	保育料			給食費	時間外	一時保育
花さと保育園	¥30,000		週4日(10～13H)	週5日(8～13H)	週6日(7～13H)	保育料に含む	0歳: ¥500/1時間 1～2歳: ¥450/1時間 3歳～: ¥400/1時間	登録料　¥5,000 ¥1,100/1時間 (但し2時間より) 食事代　¥400 おやつ代¥200
		0歳	¥55,000～71,800	¥55,000～90,000	¥57,800～108,200			
		1歳	¥54,000～70,800	¥54,000～89,000	¥56,800～107,200			
		2歳	¥53,000～69,800	¥53,000～88,000	¥55,800～106,200			
		3歳～	¥52,000～68,800	¥52,000～87,000	¥54,800～105,200			

※内容は令和7年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

施設名	入園料	年齢	保育料			給食費	時間外	一時保育
かがや保育園	¥35,000		週5日		週6日	保育料に含む	月額¥2,500 ※15分毎 臨時　¥15 ※1分毎	¥6,500/1日 ¥1,000/1時間 ※他に食事代
		0歳	¥46,000～¥59,000		¥55,000～¥68,000			
		1歳	¥45,000～¥56,000		¥54,000～¥65,000			
		2歳	¥45,000～¥56,000		¥54,000～¥65,000			
		短時間保育 1日4時間	週3日¥24,000	週4日¥28,000	週5日¥32,000			

地図	施　設　名	定員	所 在 地 ・ 最 寄 駅	受入年齢	保育時間
（ウ）	**キッズステーション のびのび保育室** H14年4月1日設置 （株）祐育舎 5814ー4871	19	西日暮里4-13-7 グリーンハイツⅡ1階 （JR山手線、京浜東北線、 東京メトロ千代田線 西日暮里駅　徒歩5分	57日目～2歳児	月～土 8:30～17:30 延長保育 7:00～8:30 17:30～20:30 ※土曜は応相談
（エ）	**カナリヤ保育園** H15年4月1日設置 一般社団法人 カナリヤ保育園 3809－2534	19	町屋8－2－11 （東京メトロ千代田線町屋駅、 京成線町屋駅　徒歩8分）	43日目～2歳児	月～土 8:30～17:00 延長保育（月～金） 7:00～8:30 17:00～20:00 ※土曜は応相談
（オ）	**キッズガーデン保育園** H15年7月1日設置 （有）キッズガーデン 5850－1551	19	東日暮里3－9－21 日暮里コミュニティ1階 （JR三河島駅　徒歩7分、 JR日暮里駅　徒歩12分）	43日目～2歳児	月～土 8:30～16:30 8:30～17:00 延長保育 7:30～8:30 17:00～20:30 ※土曜は応相談
（カ）	**あっぷる園** H18年9月1日設置 （株）リトルキッズ 5692－5577	19	西尾久1－31－14 ハイネストミヤジマ1F （都電荒川線小台駅　徒歩5分、 JR田端駅　徒歩15分）	3か月～2歳児	月～土 7:00～20:00

問合せ　保育課保育管理係
電話03-3802-3111　内線3822・3845

※内容は令和7年9月1日時点のものです。変更する場合がありますので各施設に直接ご確認ください。

施設名	入園料	年齢	保育料		給食費	時間外	一時保育
キッズステーション のびのび保育室	¥50,000		週5日	週6日	保育料に含む	月額　30分毎 17:30～18:30 ¥5,000 18:30～20:30 ¥6,000 臨時に利用する場合は ¥300/30分	登録料　¥5,000 ¥7,000/1日 ¥1,200/1時間 他に食事代
		0歳	¥56,000～¥60,000	¥61,000～¥71,000			
		1歳	¥54,000～¥58,000	¥60,000～¥73,000			
		2歳	¥54,000～¥58,000	¥60,000～¥73,000			
カナリヤ保育園	¥50,000	0歳	¥66,000	¥76,000	保育料に含む	※30分毎 月額¥5,000～（時間帯で異なる） 臨時に利用する場合は ¥500/30分	登録料　¥5,000 ¥10,000/1日 ¥1,200/1時間 他に食事代
		1歳	¥64,000	¥74,000			
		2歳	¥60,000	¥70,000			

施設名	入園料	年齢		週5日	週6日	給食費	時間外	一時保育
キッズガーデン 保育園	¥35,000	0歳	ミルク＋離乳食	¥66,000（8:30～16:30） ¥69,000（8:30～17:00）	¥72,000（8:30～16:30） ¥75,000（8:30～17:00）	保育料に含む	月額 ¥5,000 ※30分毎 臨時に利用する場合は¥250／15分	登録料　¥5,000 ¥1,000/1時間 他に食事代等
		1歳 2歳	幼児食	¥60,000（8:30～16:30） ¥63,000（8:30～17:00）	¥66,000（8:30～16:30） ¥69,000（8:30～17:00）			

施設名	入園料		6時間	8時間	9時間	10時間	11時間	12時間	13時間	給食費	時間外	一時保育
あっぷる園	¥50,000	週5日	¥48,000	¥56,000	¥60,000	¥64,000	¥70,000	¥76,000	¥82,000	保育料に含む	契約時の申し込み時間を越えた場合 ¥350/30分	登録料　¥5,000 ¥1,200/1時間 食事代　¥400 おやつ代¥200 離乳期おやつ代 ¥400 補食代¥100
		週6日		¥65,000	¥69,000	¥73,000	¥79,000	¥85,000	¥91,000			
		短時間保育 1日4時間		週3日¥24,000		週4日¥28,000		週5日¥32,000				

１６　家庭福祉員（保育ママ）



保護者の就労や病気などのため、お子さんの保育を必要とするとき、区が認定した家庭福祉員が、保護者の委託を受けて保育する制度です。少人数保育の特長を生かして、家庭的な環境の中で、お子さんを保育します。

（１）対象者

生後３か月から３歳未満（４月１日現在）の区内在住の健康なお子さん

（２）申込み

母子手帳を持参の上、お子さんと一緒に保育課保育管理係窓口にて申込んでください。

（３）保育日・保育時間等

① 保育日　　月～金曜日　（土曜日の保育は原則として行いません。）
※日曜・国民の祝日に関する法律で定めた休日・年末年始（１２月２９日から１月３日まで）および家庭福祉員の年次休暇（年間２０日間）・夏季休暇（５日間）・弔事休暇を除く。

② 保育時間　　８時３０分～１６時３０分　または　９時～１７時までの８時間
※８時間以上の時間外を希望される場合は家庭福祉員との相談によります。
時間外料金は、３０分につき２００円となります。

③ 昼食　　ミルク・離乳食・お弁当・おやつは原則持参となります。
※保育ママが給食提供する場合　１歳児以上　月７，０００円（おやつ代含む）
食物アレルギーなどアレルギー症状のあるお子さんについては給食提供できません。

（４）令和７年９月１日現在の家庭福祉員（保育ママ）の人数

地区	南千住	荒川	東尾久	東日暮里	西日暮里
人数	１名	３名	２名	５名	２名

家庭福祉員（保育ママ）一覧や空き状況等については区のＨＰに掲載しています。

（５）保育料（月額）

①　０歳児　　２５，０００円＋教材費５００円
②　１～３歳未満児　　２０，０００円＋教材費５００円

・年度当初の４月１日現在の年齢が基準となります。
・認可保育園の無償化に伴い、保育料が減額されます。
・条件を満たしている世帯には補助金が出ます。詳細はお問い合わせ下さい。

（６）保育の契約

内定後、保護者はお子さんと一緒に家庭福祉員の保育室を訪問し、保育条件、保育内容等について話し合っていただきます。家庭福祉員との話し合いが整った時点で、保護者と家庭福祉員との間で契約を結んでください（この契約は、両者の守るべき事柄の約束事項です。）
※預ける意思がなくなった場合や、連絡先など記載事項に変更があった場合は連絡をお願いします。
※変更等の連絡がない、または連絡が取れない場合は、預ける意思がないものとして取り扱います。

問合せ　保育課保育管理係　　電話　03-3802-3111　内線 3822

１７　病児・病後児保育事業



保育園等に在籍するお子さんが、病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気回復期のため保育園等にはまだ登園できないときに、一時的にお子さんをお預かりします。

（１）実施施設

施設名	対象	定員	所在地	電話番号
上智厚生館保育園 「コスモス室」	病児・病後児	４人	町屋4－9－10	3892－4518(直通) 3892－4511(内線 318)
南千住駅前保育所おひさま保育園 「ひまわりぐみ」	病後児	４人	南千住4－3－2	5615－3088
至誠会第二保育園 「桂の木保育室」	病後児	４人	東尾久5－34－6	3894－8848

（２）対象者

次の①と②の両方を満たす場合に限ります。

① 区内在住で、幼稚園、保育園（認証保育所・家庭福祉員・認可外保育園を含む）、こども園等に通う満１歳以上のお子さん
② 病気（症状が軽度であり入院治療の必要がない場合）または病気の回復期にあるお子さん
※他のお子さんに感染させるおそれがある場合は利用できません。

（３）利用に当たって

① 利用時間と利用日数
・月曜日～土曜日（国民の祝日に関する法律で定めた休日・年末年始を除く）の、９時から１７時まで
・原則として、１回につき連続して７日間を限度とします。
② 利用料金（利用当日、実施施設に直接お支払いください。）
１日につき保育料２，０００円、他に給食費（昼食・おやつ・ミルク等）３００円
※生活保護世帯および区市町村民税非課税世帯は、保育料は無料です。
※幼児教育・保育無償化の対象事業であり、次の(ア)、(イ)の両方の要件を満たすお子さんが対象です。
（ア）認可保育園に在園していない。
（イ）３～５歳児：保育の必要性の認定を受けている。

（４）利用の流れ

（各様式は区ホームページからダウンロードできます。）

① 登録申請書を提出（事前登録制です）　※１歳未満のお子さんであっても登録のみ可能です。
登録申請書に必要事項を記入し、お子さんが通っている保育園（区内の認可保育園、認証保育所、家庭的保育室に限る）または荒川区役所保育課に提出してください。
② 利用予約
利用の前日までに、実施施設に直接電話で予約をしてください。
③ 医師の診断
かかりつけ医師の診断を受け、医師連絡票に記入してもらいます。
④ 利用当日
利用する保育園へ、以下の持ち物を準備して、利用するお子さんといっしょにお越しください。
※利用当日の持ち物
利用申込書、医師連絡票、母子健康手帳等（その他の利用当日にお持ちいただくタオルや着替え等については、利用の保育園からご案内します。）
※その他…保育中にお子さんの体調が変化したときは、施設の嘱託医師と相談の上、対応します。

問合せ　保育課保育管理係　　電話 03-3802-3111　内線 3822

１８　荒川区の保育サービス

（１）預かり教育（保育）について

私立幼稚園および一部の区立幼稚園において、保護者の就労、疾病、介護等により保育が必要な方を対象に、最長で１８時までお子さんをお預かりする預かり教育（保育）を実施しています。
実施園に在園しているお子さんが対象です。
申込み方法や預かり時間等については、各園で異なるので、詳しくは、下記に問合わせてください。

問合せ　① 私立幼稚園について：各幼稚園に直接お問い合わせ下さい。
　　② 区立幼稚園について：学務課学事第一係　　電話 03-3802-3111　内線 3332

（２）荒川区ファミリー・サポート・センター

残業で保育園のお迎えに間に合わない・冠婚葬祭・家族の介護・社会活動に参加される時、一時的にお子さんをお預かりします。
会員登録が必要です。

① 利用できる年齢：生後６か月～小学校６年生
② 利用できる時間：７時～２０時
③ 利用料金　　：１時間７２０円～８４０円
　（きょうだいを一緒に預ける場合、２人目以降の利用料金は半額です）

問合せ　荒川区社会福祉協議会　荒川区ファミリー・サポート・センター
　　電話　03-3891-7938　　住所　南千住 1-13-20

※保育料無償化の対象事業です。詳細はお問い合わせ下さい。
　問合せ：保育課保育管理係　電話 03-3802-3111　内線 3822

（３）地域子育て交流サロン

おおむね３歳未満のお子さんと保護者同士の交流と遊びの場としてご利用ください。
詳細は、各認可保育園へ問合わせてください。（▶Ｐ.１７～２０参照）

南千住地区	○南千住駅前保育所おひさま保育園	荒川地区	○ドン・ボスコ保育園
	○南千住七丁目保育園	東尾久地区	○熊野前保育園
	○汐入こども園	西尾久地区	○小台橋保育園
	○にじの森保育園	西日暮里地区	○日暮里保育園

※認可保育園の他にも、子育て交流サロンを実施しているところがあります。
「あらかわきっずニュース」（荒川区ホームページに掲載）で紹介しています。

（４）認可保育園の在宅育児支援

認可保育園全園で地域の乳幼児およびその保護者を対象に次のような子育て支援事業を行っています。
日程・時間等は各保育園に直接お問い合わせください。（▶Ｐ.１７～２０参照）

①子育て相談
　子育てに関わる悩みや不安について、保育園の職員（園長・看護師・栄養士等）が相談をお受けします。身長・体重測定も行っていますのでお気軽にご相談ください。
②園庭開放
　保育園では、在宅のお子さんと保護者に園庭を開放しています。
③地域交流保育
　保育園では、地域の乳幼児が安心して遊び、その親同士の交流もできるよう、月１回から４回程度定期的に園の行事やさまざまな交流活動に参加できる場を設けています。
　※地域の子育て事業については、『あらかわきっずニュース』（荒川区ホームページに掲載）のほか、『あらかわすくすく子育てアプリ』で紹介しています。

１９　月齢早見表(令和８年４月１日～令和９年３月31日)

生年月日は、令和８年４月入園を基準としています。
０歳児クラスについて、５月以降は入園希望月1日に保育年齢に到達していれば、申込みが可能です。

<table>
<tr><th>保育年齢</th><th colspan="2">生年月日</th><th colspan="2">対象保育園</th></tr>
<tr><td>５歳児</td><td>2020年</td><td>R2年４月２日～R3年４月１日</td><td colspan="2">次の園を除く全園</td></tr>
<tr><td>４歳児</td><td>2021年</td><td>R3年４月２日～R4年４月１日</td><td rowspan="2">太陽の子わかば
家庭的保育室スノードロップ
おはな保育室
MIRATZ 東尾久</td><td rowspan="2">かんかんもり
フレンズ
ハローフレンズ
グローバルキッズ日暮里駅前</td></tr>
<tr><td>３歳児</td><td>2022年</td><td>R4年４月２日～R5年４月１日</td></tr>
<tr><td>２歳児</td><td>2023年</td><td>R5年４月２日～R6年４月１日</td><td colspan="2" rowspan="2">全園</td></tr>
<tr><td>１歳児</td><td>2024年</td><td>R6年４月２日～R7年４月１日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">0歳児</td><td rowspan="5">2025年</td><td>満８か月～
(R7年４月２日～R7年８月１日)</td><td colspan="2">子供の家愛
育</td></tr>
<tr><td>満６か月～
(R7年４月２日～R7年10月１日)</td><td>ドン・ボスコ
※4月１日時点で満６か月を迎えている場合に限る。
三河島</td><td>荒川
原
第二東日暮里
西日暮里</td></tr>
<tr><td>満３か月
(R7年４月２日～R8年１月１日)</td><td>ワタナベ学園分園
AIAI NURSERY 新三河島</td><td>オランジェナーサリー(分園)
AIAI NURSERY 西日暮里一丁目
家庭的保育室みんなのおうち</td></tr>
<tr><td>生後57日～
(R7年４月２日～R8年２月３日)</td><td>●南千住
第二南千住
南千住駅前保育所おひさま
コンビプラザ南千住
南千住さくら
うぃず南千住駅前
太陽の子わかば
南千住
家庭的保育室スノードロップ
南千住七丁目
汐入とちのき
にじの樹
はなみずき
汐入こども園
にじの森
●荒川
おはな保育室
キッズあおぞら
仁風
まなびの森町屋
荒川さつき
●町屋
町屋
グローバルキッズ町屋
うぃず町屋
上智厚生館分園
尾久隣保館</td><td>●東尾久
ピノキオ幼児舎東尾久
MIRATZ 東尾久
熊野前
宮前　花と緑の保育園
●西尾久
大空と大地のなーさりぃ荒川西尾久
小台ここわ
小台橋
上尾久
●東日暮里
なかよし
タムスわんぱく保育園東日暮里
タやけこやけ
フレンズ
うぃず東日暮里
グローバルキッズ東日暮里園
ポポラー東京東日暮里園
まなびの森三河島
聖華ひなた
●西日暮里
日暮里
グローバルキッズ日暮里駅前
日暮里きらきら
さくらさくみらい西日暮里
上智聖ローザ
まなびの森西日暮里</td></tr>
<tr><td>生後43日～
(R7年４月２日～R8年２月17日)</td><td>至誠会第二</td><td></td></tr>
</table>

メモ

